令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

# AED の販売台数と設置台数の全国調査

研究分担者 田邉 晴山 救急救命東京研修所 教授 研究協力者 横田 裕行 日本体育大学大学院保健医療学研究科 教授

#### 研究要旨

(目的) 2004年7月より一般市民に自動体外式除細動器(以後、「AED」と称する)の使用が認可されて以降、市中(病院外)へのAEDの設置が拡大した。今やAEDは、救命のためのインフラといってもよい状況である。このような状況下において、国内でAEDが何台販売され、何台設置されているかについてのデータは我が国の救急医療体制の基本データとして重要なものである。本研究は、AEDの販売台数の実数と設置台数の明らかにすることを目的とする。

(方法) AED の製造販売業者に、次の項目に関するデータの提供について依頼し、得られたデータを取りまとめ分析した。①本邦の AED 製造販売業者数、②年間(2020年1月~12月)の AED の販売(出荷)台数(実績ベース)、③AED の耐用期間、④廃棄登録台数

(結果) AED 販売台数の累計は、1,283,722 台であり、そのうち、医療機関と消防機関に販売されたものを除いた、いわゆる PAD は 1,080,874 台であった。また 2019 年中に、99,396 台の PAD が販売された。各製造販売業者が把握している廃棄登録台数の合計は 211,630 であった。(前年比+43,820 台) 耐用期間からみた設置 PAD 台数の推測は、652,053 であった(耐用期間を 7年と仮定)。

(考察・まとめ)日本のAED の全製造販売業者からの1次情報を元にAED の販売台数を調査しており、販売台数の数値の信頼度は高いと考えられる。一方で、設置台数については、登録制度がなく明確な数字は明らかになっていない。販売台数と機器の耐用期間から推定される市中へのAED 設置台数(2019年末)は、65万台と推定される。AED の廃棄台数の捕捉率は58%にとどまっており特定保守管理医療機器としてのAED 適切な管理については依然、大きな課題がある。

# A. 調査目的

2004 年7月より一般市民に自動体外式除細動器(以後、「AED」と称する)の使用が認可されて以降、市中(病院外)へのAEDの設置が拡大した。今やAEDは、市民による救護活動において欠かすことができない機器となっており、救命

のためのインフラといってもよい状況である。このような状況下において、国内で AED が何台販売され、何台設置されているかについてのデータは我が国の救急医療体制の基本データとして重要なものである。

本研究は、AED の販売台数の実数と設置台数

を明らかにすることを目的とする。

# B. 調査方法

AED の製造販売業者に、次の項目に関するデータの提供について依頼し、得られたデータを取りまとめた。

#### (調査項目)

- 1) 本邦の AED 製造販売業者数
- 2) 年間(令和2年(2020)年1月~12月)の
   AEDの販売(出荷)台数(実績ベース)、その医療機関、消防機関、およびそれ以外のAED(以後「PAD」(public access defibrillator)とする)別、都道府県別の販売台数

#### 3) AED の耐用期間 (PAD に限る)

わが国で販売されている AED 本体 (2020 年 1月1日時点) を対象とした。

なお、医療機器の「耐用期間」は、"医療機器 が適正な使用環境と維持管理の基に、適切な取扱 いで本来の用途に使用された場合、その医療機器 が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、 使用することができる標準的な使用期限"と定 義 1)されている。AED 本体の耐用期間は、製造 販売業者が使用環境、単位時間内の稼働時間や使 用回数などを考慮し、耐久性に係るデータから設 定 2)している。耐用期間と保証期間は一致してい ない。一般に保証期間の方が短い。

#### 4) 廃棄登録台数 (PAD に限る)

これまでに廃棄登録された台数(更新を迎えた AED などを同じ製造販売会社が新しい AED で置き換えた場合や、AED の管理者から廃棄したと報告があったもの等)

# C. 調査結果

#### 1) AED の製造販売業者数

本邦の AED の製造販売業者数については、平成 16 (2004) 年当初 3 社であったが、徐々に増加し令和 2 年 (2020) 年 1 月現在 7 社となって

いる。令和2年(2020)年中に新たな業者の参 入はなかった。

#### 2) AED の販売台数

・販売台数の累計

平成 16 (2004) 年 7 月から令和 2 年 (2020) 年 12 月末までの AED の販売台数の累計を**図表** 1 に示す。

#### 図表1

AED 販売台数の累計 (16 年間: 平成 16~令2年)		
医療機関	176,314	13.7%
消防機関	26,533	2.1%
PAD	1,080,874	84.2%
合計	1,283,722	100.0%

- ・平成 16 (2004) 年以降の AED の販売台数の 累計のこれまでの推移を図表 2 (文末)に示す。
- ・平成 16年(2004)以降の年間のAEDの新規販売台数を図表3(文末)に示す。令和2年(2020)年中に、99,396台のPADが販売された。
- ・令和2年(2020)年1月~12月の都道府県別のPADの販売台数を図表4(文末)に示す。

#### 3) AED の耐用期間

AED の製造販売業者によって、わが国で販売されている AED 本体 (2020年3月時点、PADに限る)の耐用期間を(図表5)に示す。最短6年、最長8年、平均7.5年(単純平均)、最頻値8年であった。

#### 4) 廃棄登録台数 (PAD に限る)

- ・各製造販売業者が把握している PAD の廃棄登録台数の合計のこれまでの累計は 211,630 台であった
- ・この一年間の新規の破棄台数の登録は、43,820 台であった。昨年の20,363台から大幅に増加 (+115%)した。

#### 図表5

機器名	耐用 期間
カルジオライフ AED-3151	8
カルジオライフ AED-3150	8
カルジオライフ AED-3100	8
カルジオライフ AED-2151	6
サマリタン PAD 450P	8
ライフパック CR2	8
ライフパック CR Plus	8
サマリタン PAD 350P	8
ハートスタート HS1+e	8
ハートスタート FRx+e	8
シーユーSP1	7
アイパッド NF1200	7
ZOLL AED Plus	7
HDF-3500	7
RQ-6000	7
平均耐用期間(全製品)	7.5
	カルジオライフ AED-3151 カルジオライフ AED-3150 カルジオライフ AED-3100 カルジオライフ AED-2151 サマリタン PAD 450P ライフパック CR2 ライフパック CR Plus サマリタン PAD 350P ハートスタート HS1+e ハートスタート FRx+e シーユーSP1 アイパッド NF1200 ZOLL AED Plus HDF-3500 RQ-6000

#### 5) 廃棄登録台数からみた設置 PAD 台数の推測

2) の PAD の累計販売台数から、廃棄登録台数を差し引くと 869,244 台となり、登録上は、この台数の PAD が市中に設置されていることになる(図表6)。

# 図表6

設置 PAD 台数の推測(1)		
①PAD 累計販売台数	1,080,874	
②うち累計廃棄台数	211,630	
(2019 年の新規の廃棄登録数)	43,820	
③廃棄の割合(②/①)	19.6%	
④販売累計−廃棄累計	869,244	

※各製造販売業者が把握しているものに限られている

# 6) AED の廃棄台数の捕捉率

「AED の廃棄台数の捕捉率」を、販売され耐用年数を超えた AED のうち、製造販売業者によって廃棄登録された割合と定義し、次の前提を置き試算した。その結果、AED の廃棄台数の捕捉率は 58.0%であった。昨年の 54.1%より 3.9%上昇した。

- <捕捉率の算定の前提>
- ○販売された AED は 7年ですべて耐用期間を迎える

- ○耐用期間を迎えた AED は、1年以内に廃棄登録される(つまり、販売から廃棄登録までに要する期間を8年と仮定)
- ○つまり、2012 年までに販売された AED (累計 販売数 364,959 台) はすべて廃棄登録の対象 となる
- ○2020 年までの累計廃棄登録台数:211,630 台 (前年 167,810 台)
  - →廃棄 AED の捕捉率
  - =211,630/364,959=58.0%

(前年=54.1%)

各製造販売業者別にみると 36%  $\sim$  82% と大きな差があった。

# 7) 耐用年数からみた設置 PAD 台数の推測

PAD が販売されて破棄されるまでの平均期間を7年とし、2013年までに販売されたものはすべて破棄され、2014~20年までの7年間に販売されたものはすべて設置されていると仮定すると、わが国では、65.2万台が設置されていると推定できる(図表7)。

# 図表7

設置 PAD 台数の推測(2)		
①PAD の耐用年数	7年間	
②耐用期間中である PAD		
(2014~20年の合計)	652,053	

#### D. 考察

#### 1) 年間の販売台数

2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により本邦においても、社会活動、経済活動に大きな変化が生じた。しかし、PADの年間販売台数についてはおおむね前年並みであった。リーマン・ショックの発生により経済活動に大きな影響が生じた2009~2010年にかけて販売台数が大きく減少した状況とは異なっていた。

#### 2) 販売台数と設置台数

本調査で示す販売台数は、日本の AED の全製

造販売業者からの1次情報を元に調査しており、数値の信頼度は高いと考えられる。一方で、設置台数については、登録制度がなく明確な数字は明らかになっていない。そのため、本調査では、累計販売台数と廃棄登録台数の差からみた設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測」で設置PAD台数の推測(2)」を行っっている。

廃棄登録されていないAEDであっても耐用年数を過ぎていれば、安全確実に使用できない可能性がある。そのため、適切に管理されているAEDが何台設置されているかという視点でみれば、耐用年数からみた設置PAD台数の推測「設置PAD台数の推測(2)」がより実態に近い数値と考えられる。

ただし、耐用年数からみた設置 PAD 台数の推測は、販売された AED が市中に設置されるまでの期間や、製造販売業者によって定められた AED の耐用期間と実際に市中に設置されている期間の差などに影響される。そのため、より正確な AED の設置台数の推定のためには、それらの期間の調査が必要となるだろう。引き続き今後の課題である。

なお、近年、PAD の耐用年数が徐々に伸びており、機器の単純平均で平均 7.5 年 (+0.2 年)、最頻値 8 年 (前年 7 年) となった。本年は、前回と同様に PAD の耐用年数を 7 年として算定したが、今後は耐用年数を 8 年として計算する必要があるかもしれない。

# 3) 廃棄登録の把握

廃棄登録台数から推測する設置 PAD 台数の正確性の向上のためには、廃棄した AED が確実に登録される必要がある。しかし、廃棄 AED の捕捉率は、昨年より改善したとはいえ全体で 58% にとどまっている。また、各製造販売業者で 36% ~82%と大きな開きがある。

従来から述べているとおり<sup>3)</sup>、AED は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する高度管理医療機器及

び特定保守管理医療機器に指定されている。また、その製造販売業者は、厚生労働省より「AED の設置者の全体の把握に努め、円滑な情報提供が可能となるよう設置者の情報を適切に管理する」こと4を求められている。このことから、AED の製造販売業者は、自社の販売したAED の廃棄台数について、正確な数の把握が求められているといえる。廃棄AED の捕捉率が6割程度であるのは、依然として大きなAED 管理上の大きな課題である。

このような状況の中、1つの製造販売業者は、 廃棄台数をより正確に把握するための取り組み として、廃棄する AED をいったん全国 1 箇所に 収集することで、廃棄登録と登録後の廃棄処理を より確実に実行する試行事業を開始している。こ の試行事業は、廃棄登録がなされないまま処分さ れたり、廃棄登録されたにも関わらず、使用され たり転売されたりする事象を未然に防ぐことが できるか、また、事業の費用や手続きについて確 認するためのものである。AED が高度管理医療 機器及び特定保守管理医療機器に指定されおり、 製造販売業者には適切な管理が求められる中、前 向きで必要な取り組みであるといえる。一社のみ ならずこのような取り組みが製造販売業者全体 に広がることで、廃棄台数の捕捉率の向上の底上 げがなされることを期待する。

#### 4) 本調査の意義

これまで、本経年的調査結果は、行政での施策 560や民間研究機関 7、全国紙 80での報道等で活用されるとともに、国際的医学雑誌に発信された本邦のAEDに関する複数の論文の基礎資料としても多数活用されている 90100。また、わが国のAED の市場規模などの推測などの、医療経済における基礎資料の一つとして活用できる。

#### E. 結論

これまでおよそ128万台のAEDが販売され、 うち市中に設置されるAED(PAD)が84% (108万台)を占める。販売台数と機器の耐用期間から推定される市中へのAED設置台数(2019年末)は、およそ65万台と推定される。AEDの廃棄台

平成25年3月26日 \_数登録の状況をみると、特定保守管理医療機器としてのAED適切な管理については引き続き大きな課題である。

本調査は経年的なデータの積み重ねが重要と考えており、前年度に実施した調査を元に調査、報告している。 したがって、報告書についても前年と同様の記載がある。

# F. 研究発表

#### 1. 論文発表

特になし

### 2. 学会発表

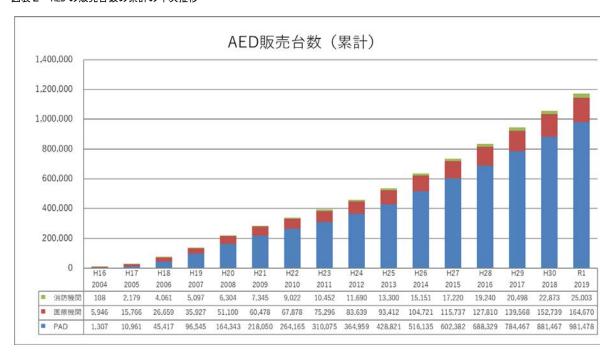
1) 田邉晴山、横田裕行、坂本哲也:わが国の AED の販売台数と設置台数の調査に関する 研究. 第 46 回日本救急医学会総会・学術集 会、横浜、2018 年 11 月.

# 文 献

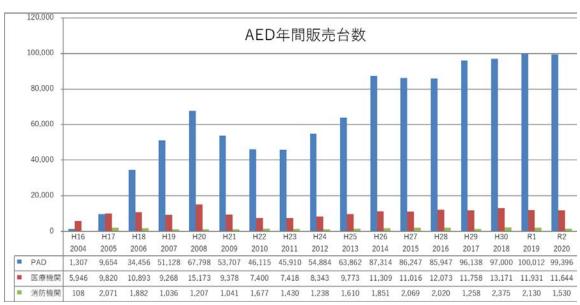
- 1) 一般社団法人 電子情報技術産業協会ヘルス ケアインダストリ部会: 医療機器「耐用期間」 の自主基準(改定版). 平成29年7月27日.
- 2) 厚生労働省:自動体外式除細動器 (AED) の 適切な管理等の実施について. http://www. mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko u\_iryou/iyakuhin/aed/index.html) (平成 30 年 4 月 16 日確認)
- 3) 田邉晴山、横田裕行: AED の販売台数と設置 台数の調査に関する研究. 平成 31 年度厚生 労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等 生活習慣病対策総合研究事業「市民による AED のさらなる使用促進と AED 関連情報の 取扱いについての研究」分担研究報告書.
- 4) 厚生労働省:自動体外式除細動器 (AED) の

- 適切な管理等の周知等について(依頼). 平成 22年5月7日.
- 5) 北海道管区行政評価局:特殊法人、独立行政 法人等における自動体外式除細動器(AED) の設置状況等に関する実態調査 参考資料. 平 成27年8月6日.
- 6) 総務省行政評価局: AED の設置拡大、適切な管理等(概要). 平成25年3月26日.
- 7) ニッセイ基礎研究所: 救急搬送と救急救命の あり方-救急医療の現状と課題(前編). 2016 年 07 月 28 日, p.8.
  - http://www.nli-research.co.jp/report/detail/i d=53489&pno=9&more=1?site=nli
- 8) 日本経済新聞: AED 販売、10 年で累計 63 万 台 公共施設で普及. 平成 27 年 7 月 31 日
- 9) Kitamura T, Iwami T, Kawamura T, Nagao K, Tanaka H, Hiraide A, Implementation Working Group for the All-Japan Utstein Registry of the Fire and Disaster Management Agency Nationwide Public-Access Defibrillation in Japan. N Engl J Med. 2010; 362:994-1004.
- 10) Kitamura T, Kiyohara K, Sakai T, Matsuyama T, Hatakeyama T, Shimamoto T, Izawa J, Fujii T, Nishiyama C, Kawamura T, Iwami T. Public-Access Defibrillation and Out-of-Hospital Cardiac Arrest in Japan. N Engl J Med. 2016 Oct 27; 375(17):1649-1659.

図表 2 AED の販売台数の累計の年次推移



図表3 年間の AED の新規販売台数の年次推移



図表 4 都道府県別の PAD の販売台数 (令和 2 年 (2020) 年 1 月~12 月)

北海道	3, 586
青森	
	974
岩手	880
宮城	2, 139
秋田	750
山形	862
福島	1, 912
茨城	2, 342
栃木	1, 500
群馬	1, 414
埼玉	4, 017
千葉	5, 693
東京	13, 221
神奈川	6, 988
新潟	1, 889
富山	850
石川	821
福井	769
山梨	875
長野	1, 825
岐阜	1, 513
静岡	2, 995
愛知	5, 633
三重	1, 812

滋賀	1, 163
京都	1, 770
大阪	5, 679
兵庫	3, 976
奈良	759
和歌山	749
鳥取	517
島根	741
岡山	1, 592
広島	2, 159
山口	898
徳島	699
香川	638
愛媛	1, 130
高知	601
福岡	3, 041
佐賀	682
長崎	1, 118
熊本	1, 592
大分	1, 047
宮崎	1, 083
鹿児島	1, 190
沖縄	1, 312
総計	99, 396

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

### 市民による AED 使用事例の事後検証体制構築に関する検討

研究分担者 森村 尚登 東京大学大学院医学系研究科救急科学 教授

玉城 聡 帝京短期大学臨床工学専攻 講師

研究協力者 問田 千晶 東京大学医学部附属病院災害医療マネジメント部 講師

#### 研究要旨

【研究目的】本研究は、AED 販売業者へのアンケート調査を通じて、市民による AED 使 用実例の事後検証とその検証体制の現況と課題を明らかにすることを目的に実施した。【研 究方法】AED 販売業者7社の担当責任者に対して市民によるAED使用事例の事後検証に関 するアンケート調査を実施し、AED 使用事例の事後検証に関する現況と課題を検証した。 【結果】AED 販売業者 7 社から有効回答を得た (有効回答率 100%)。 医療機関・消防機関・ MC協議会からのAED内部データ抽出依頼に関しては、6社が依頼あり、1社が依頼なしと 回答した。その依頼元は、6 社が医療機関および消防機関から、2 社が MC 協議会からと回 答した。依頼の目的は、4 社が MC 協議会の事後検証のため、3 社が診療方針決定のためと 回答した。医療機関・消防機関・MC 協議会への年間総販売数に占める販売業者によるデー タ抽出数は 0.4% (69,997 台中 275 件) であった。依頼のあった抽出データ項目は、6 社が 心電図波形、ショックの回数、5 社が時間経過、3 社が音声データ、2 社は CPR レポートな どの他のデータと回答した。データ抽出方法は、赤外線通信3社、Bluetooth®□2社、メモ リーカード2社、無線 LAN または USB ケーブル3社であった。受け渡し媒体は、デジタル 媒体が 4 社、紙媒体が 5 社であった。受け渡し方法は、3 社がメールで送付、2 社が郵送ま たは FAX で送付と回答した。データ抽出にかかる時間は、5 分以内が 3 社、 $5\sim10$  分が 1 社、 30 分程度が1社であった。データ抽出の費用負担は、4社が医療機関、2社が消防機関、そ れぞれ1社が企業または設置主であると回答した。AED設置現場への移動やデータ抽出にか かる時間が1時間以上かつ抽出費用が1件あたり25,000円と労務負担が大きいとの回答が ある一方で、無償で内部データを抽出できるソフトウェアを AED と同封し販売・提供して いるため、データ抽出に関わる時間および費用負担は販売業者には生じないとの回答もあっ た。「個人情報保護」「公正取引規約に規定される便益労務」の観点から対応に苦慮している ことや、AED内部データの抽出・提供に関わる組織化された体制の不備が課題として指摘さ れた。【結語】市民による AED 使用実例の AED 内部データ抽出に関する業務はシステム化 しておらず、販売業者ごとに様々な課題を抱えていることが明らかとなった。市民による AED 使用実例の事後検証とその検証体制の構築に向けては、全国的かつ組織的な体制の整備 が必要であると考えられた。

#### A. 研究目的

本邦において市民によるAED使用が認可されて10年以上が経過し、使用実数の把握が徐々に進むなか、使用されたAEDの波形解析を中心とした組織的な検証体制の現況についての調査や検討は十分には実施できていない。

本研究は、AED 販売業者へのアンケート調査を通じて、市民による AED 使用実例の事後検証とその検証体制の現況と課題を明らかにすることを目的とした。

#### B. 研究方法

2020年10月に、AED販売業者7社の担当責任者に対するメール送付により、市民によるAED使用事例の事後検証に関するアンケート調査を実施した。

調査は、AEDの販売先および年間の販売台数、AEDの設置場所、医療機関や消防機関および当該行政機関(メディカルコントロール協議会:以下MC協議会)の求めに応じたAEDの内部データの抽出依頼の有無と抽出件数、データ抽出の目的、データ抽出項目と抽出数、データ抽出と受け渡し方法、データ抽出にかかる時間と費用負担、データ抽出に関わる課題に関わる設問に対して回答を得た。各社の回答結果から、市民によるAED使用事例の事後検証に関する現況と課題を明らかにした。

# C. 研究結果

AED 販売業者 7 社から有効回答を得た(有効回答率 100%)。

# 1) AED 販売先および年間の販売台数と AED データ抽出数

法人(会社・学校・公的機関)中央値 1,379 台(最小 96-最大 8,200)、量販店 18 台(0-44,000)、 医療機関 628 台 (77-7,200)、民間企業 1,696 台 (0-32,000)、個人 30 台 (0-150)、その他 51 台(0-1,250)であった。

### 2) AED の設置場所

医療機関・学校・公的機関・民間企業へ設置していると7社が回答した。3社は老健施設や個人宅も設置場所として回答した。

# 3) 医療機関・消防機関・MC 協議会からの AED 内部データ抽出依頼の有無と目的

6社は内部データの抽出依頼あり、1社は抽出依頼なしと回答した。依頼ありと回答した6社のうち、全社が医療機関および消防機関から、2社が MC 協議会からの依頼であったと回答した。データ抽出の目的は、4社が MC 協議会の事後検証のため、2社が診療方針決定のため等であったと回答した。依頼なしと回答した1社は、その理由として、蘇生データの解析ソフトの無償提供により業者に内部データの抽出を依頼が必要ないためと回答した。

## 4) AED 内部データの抽出数と抽出項目

医療機関・消防機関・MC協議会への年間総販売数に占める販売業者によるデータ抽出数は0.4%(69,997台中275件)であった。依頼のあった抽出データ項目は、6社が心電図波形、ショックの回数、5社が時間経過、3社が音声データ、2社はCPRレポートなどの他のデータと回答した。

# 5) AED 内部データの抽出と受け渡し方法

データ抽出方法は、赤外線通信 3 社、Bluetooth®  $\Box 2$  社、メモリーカード 2 社、無線LAN または USB ケーブル 3 社であった。受け渡し媒体は、デジタル媒体が 4 社、紙媒体が 5 社であった。受け渡し方法は、1 社がメールで送付、2 社がメール併用 (CD-R または FAX、郵送) 1 社が郵送のみと回答した。

#### 6) AED 内部データの抽出時間と費用負担

データ抽出にかかる時間は、5 分以内が 3 社、 $5\sim10$  分が 1 社、30 分程度が 1 社であった。データ抽出の費用負担は、4 社が医療機関、2 社が消防機関、それぞれ 1 社が企業または設置主であると回答した。

ある業者は、AED 設置現場への移動やデータ 抽出にかかる時間が1時間以上かつ抽出費用が1 件あたり 25,000 円と回答した。一方で、無償で 内部データを抽出できるソフトウェアをAED と 同封し販売・提供しているため、データ抽出に関 わる時間および費用負担は販売業者には生じな いと回答した業者もあった。

# 7) AED 内部データの抽出に関わる課題

販売業者から下記の課題が提示された。

- ・個人情報保護の観点から対応が難しい。
- ・データ提供の依頼元ごとに依頼理由やデータ提供までの期間が異なるなど、データ提供に係るシステムが確立していない。
- ・AED 内部データの提供は公正取引規約に規定 される便益労務に該当するため、そのデータの 提供には費用請求が伴う。費用負担に係る取り 決めが曖昧なために、データ提供の依頼元との トラブルが生じている。
- ・データ抽出にかかる時間や手間が負担である。

#### D. 考察

本アンケート調査の結果から、市民による AED 使用実例の AED 内部データ抽出に関する業務の全国的な組織化は図られておらず、販売業者ごとに対応方法や抱えている課題はさまざまであった。その中でも、AED の内部データ抽出および提供に関わる課題として主に 2 点が挙げられた。

1点目は、公正取引規約 第4条第2号に規定された「便益労務」および「個人情報保護」の観点から対応に苦慮している点である。販売業者がAED内部データを抽出・提供する行為は、公正取引規約の規定による「便益労務」に該当するため有償対応が求められる。また、抽出データは個人情報に該当するため、その取り扱いには法律に基づく制限が生じる。しかしながら、AED内部データの抽出・提供に関わる費用や提供方法に関して全国的に統一した決まりは存在しておらず、

業者間でも対応は異なるとともに事例ごとに対 応に苦慮している現状が調査から明らかとなっ た。

2点目は、データ抽出に関わる労務が負担となっている点である。使用された AED の回収やデータ抽出業務のみならず、依頼元ごとに依頼される目的やデータ項目が異なるため事象ごとに異なる対応を迫られることも負担となっていることが調査から明らかとなった。

これらの課題の解決にむけて、販売業者を介さずに無償でAED内部データを抽出できる仕組みの構築など販売業者と中心とした対策は進められていた。しかしながら、全国的で統一された「市民によるAED使用実例の事後検証とその検証体制の構築」に向けては、AED内部データの抽出・提供に関わる全ての業者、医療機関、および消防機関を包括し組織的に対応できる体制の構築が必要不可欠である。

#### E. 結論

市民による AED 使用実例の AED 内部データ 抽出に関する業務の組織化は図られておらず、 様々な課題があることが明らかとなった。市民に よる AED 使用実例の事後検証とその検証体制の 構築にむけて、全国的かつ組織的に対応できる体 制整備が急務である。

#### F. 研究発表

1) Hirayama I, et al. Evaluation of autonomous actions on bystander-initiated cardio-pulmonary resuscitation and public access defibrillation in Tokyo. Int Heart J. Revised and accepted March 31, 2021.

# G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

# オートショック AED の市販後の検証に関する体制整備(案)について

研究分担者 森村 尚登 東京大学大学院医学系研究科救急科学 教授

田邉 晴山 救急救命東京研修所 教授

畑中 哲生 救急救命九州研修所 教授

#### 研究要旨

(背景)オートショック AED とは、機器の判断で自動的に電気ショックを行う AED である。オートショック AED には、傷病者が電気ショックを受けるまでの時間が短縮される利点があるとされている。一方で、従来と異なる仕組みのために救助者が戸惑い、誤って機器を使用する懸念なども指摘されている。

(目的) オートショック AED が使用された事例について、機器に残されたデータなどを活用し、救助者が機器を適切に使用できたか、機器が適切に作動したかなどについて検証できる体制(案)を策定する。

#### (検証体制案)

- ・対象:傷病者の救命を目的に、オートショック AED の電源を入れた事例のうち、AED の 製造販売会社(その関係会社も含む)が事例を把握したもの。
- ・収集するデータ (案):使用した日時・場所 (属性)、機器の設置場所・型番号、機器に残された心電図データ・音声情報など
- ・具体的な検証項目の例:電気ショックが実施された際に、救助者に感電した事例はないかなど
- ・検証の流れ: 救助者による AED の使用→AED 製造販売業者による AED 使用情報の把握 →AED 製造販売業者による使用データの収集→AED 製造販売業者による使用データの提供 →検証実施団体が用意したデータ登録サイトへのオンライン登録→検証実施団体によるデータを用いた検証→検証実施団体による検証結果の公表、情報提供、フィードバック

(課題)検証体制の実現には、使用時に機器に残された音声情報と個人情報保、検証実施団体の立ち上げと予算の確保などの課題がある。検証を経ずとも機器が適切に使用されるための体制整備もまた重要である。

(まとめ) オートショック AED が使用された事例について、機器に残されたデータなどを 活用し、救助者が機器を適切に使用できたか、機器が適切に作動したかなどについて検証で きる体制(案)を策定した。

# A. 背景

現在、我が国では、オートショック AED の市販に向けた検討がなされている 1)。オートショック AED とは、機器の判断で自動的に電気ショックを行う AED である。従来の AED では、電気ショックを行う際に救助者が機器の電気ショックボタンを押す必要があったが、場合によっては救助者がショックボタンを押すまでに時間を要することがあった。オートショック AED には、救助者の判断によらずに機器が速やかに電気ショックを行うことで、傷病者が電気ショックを受けるまでの時間が短縮される利点があるとされている 2)。一方で、従来と異なる仕組みのために救助者が戸惑い、誤って機器を使用する懸念なども指摘されている 2)。

# B. 研究目的

オートショック AED が使用された事例について、機器に残されたデータなどを活用し、救助者が機器を適切に使用できたか、機器が適切に作動したかなどについて検証する体制(案)を策定する。

# C. 検証体制(案)

#### 1) 対象

傷病者の救命を目的に、オートショック AED の電源を入れた事例のうち、AED の製造販売会社(その関係会社も含む)が事例を把握したもの

#### 2)検証体制の関係者とその役割

①AED の製造販売業者

機器に残されたデータを収集し、収集したデータを検証実施団体に登録する。

#### ②検証実施団体

登録したデータを分析し、とりまとめ、必要に 応じて公表、もしくは、厚生労働省、救急医学関 連学会、MC協議会、製造販売業者等に情報提供 する。

#### 3) 収集するデータ (案)

- ・機器が使用された日時
- ・機器が使用された場所の属性(駅、路上など)
- ・使用された機器の設置場所
- ・使用された機器の型番号
- ・使用時に機器に残された心電図データ(画像と して出力された心電図および心電図の数値デ ータ)
- ・使用時に機器に残された音声情報

#### 4) 具体的な検証項目の例

- ・心電図解析のために、AED 機器から「心肺蘇生を中断してください」旨の音声メッセージが流れたにも関わらず心肺蘇生が続けられた事例がないか?
- ・電気ショックが実施された際に、救助者が感電 した事例はないか?
- ・機器によって電気ショックが実施されたにも関わらず、それに気が付かずに心肺蘇生再開が遅延した事例はないか?
- ・従来型のAEDと認識して、救助者が電気ショックボタンを探すことで、心肺蘇生の実施に影響を与えた事例がないか?

#### 5) 検証の流れ (イメージ)

- ①救助者による AED の使用
- ②AED 製造販売業者による AED 使用情報の 把握
  - ・使用機器のメンテナンス依頼 (バッドの交換など) を通じた使用情報の把握
  - ・無線通信等を利用した常時監視を通じた使 用情報の把握
- ③AED 製造販売業者による使用データの収集
  - ・使用機器のメンテナンスを兼ねた使用データの収集
  - ・無線通信等を利用した遠隔によるデータの 収集
- ④AED 製造販売業者による使用データの提供
  - ・検証実施団体が用意したデータ登録サイト へのオンライン提供
- ⑤検証実施団体によるデータを用いた検証

⑥検証実施団体による検証結果の公表、情報提供、フィードバック (調査項目)

# D. 体制整備にあたっての課題

# 1) 使用時に機器に残された音声情報と個人情報 保護

使用時に機器に残された音声情報には、個人情報が含まれる可能性が否定できない。例えば、救助者が、傷病者に対して「〇〇さん、大丈夫?」と声掛けをする音声が残されているかもしれない。これらが個人情報に当たるとすればこれは慎重に取り扱う必要がある。一方でオートショックが適切に使用されているかなどの検証は欠かすことができないものであり、その中で音声情報の果たす役割は大きい。公共の利益と個人情報保護のバランスについて今後整理が必要となる。

また、音声情報に限らず AED の機器に残された情報の活用を円滑に行うには、AED の設置者、使用者、傷病者の理解が必要である。今後は、使用情報収集についての周知と理解の推進が必要となる。設置者への理解については、オートショック AED の販売時、設置時に AED 製造販売業者から設置者へ説明し、同意を得ることが有用と考える。使用者、傷病者への説明については蘇生講習などの中で、オートショック AED の説明と合わせて実施するなど地道な取り組みも必要となる。

#### 2) 検証実施団体の立ち上げと予算の確保

検証実施団体の立ち上げや検証実施者の確保、そのための予算の確保なども考慮する必要がある。体制や予算は、検証実施期間にもよる。オートショック AED という機器の検証でもあるため AED 製造販売業者の資金負担で実施する方法も考えられる。一方で公正公平な検証の実施のためには製造販売業者主導の実施は必ずしも適切ではないという考え方もある。これらも今後の課題である。

### 3) 機器の適切な使用の推進

機器が適切に使用されているかの検証は欠かすことができないが、検証を経ずとも機器が適切に使用されるための体制整備もまた重要である。 具体的には次のような点である。特に AED を含めた救急蘇生法講習については、それにかかわる団体と協調しながら進める必要がある。

- ・オートショック AED の使用方法についての教育、研究、周知
- ・機器の発生する音声メッセージの工夫(音量、 メッセージ内容の工夫、機器間のメッセージ内 容の統一・標準化)
- ・従来の AED と異なる機器であることを救助者 がすぐに認識できる共通の表示

#### E. まとめ

オートショック AED が使用された事例について、機器に残されたデータなどを活用し、救助者が機器を適切に使用できたか、機器が適切に作動したかなどについて検証できる体制(案)を策定した。

### F. 研究発表

特になし

# G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

#### 文献

- (シンポジウム)フルオート AED の導入と 課題. 日本蘇生学会第39回大会,東京,2020 年11月.
- 2) 日本救急医療財団: 令和2年度非医療従事者 による AED 使用のあり方特別委員会 議事 録.

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民による AED 等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

# 市民救助者が使用した AED 内部情報(心電図記録)の解析; (1) AED 内部情報解析研究の遂行に至る経緯

研究分担者 丸川征四郎 吹田徳洲会病院集中治療センター 顧問

#### 1. 概要

2020年10月8日、A社の所有管理するAED 内部情報が、厚生労働科学研究班(研究代表者坂本哲也)の丸川・畑中が担当する研究分担班宛に 提供された。当研究分担班では直ちに新たな研究 課題「市民救助者が使用したAED内部情報(心 電図記録)の解析」を立ち上げ、研究代表者と協 議を重ね研究実施計画を策定した。

提供に当たって A 社では社内法務部で審査が行われ、法的・倫理的な問題はないと判断された。また、我々の研究計画書は、徳洲会グループの共同倫理審査委員会で倫理審査を受け、承認を得た(2020 年 10 月 29 日審査番号(承認番号)TGE01577-071。一部追加事項について11月26日に承認)。

AED 内部情報の解析は、2020 年 11 月に開始 し、同年度末までの研究結果を 2020 年度度研究 報告書に収載することとした。

#### 2. 提供を受けた情報の内容と質

提供を受けた AED 内部情報は 2005 年から 2019 年に市民が心肺蘇生時に使用した時点で AED に自動的に記録されたものである。情報は CD-ROM に収録され、1事例 1 データに区分されている。データ件数は 3,469 件であるが、B 社製 AED と C 社製 AED の情報が個別のファイルに整理されている。AED 内部に記録された心電 図データは如何なる加工もなされていない。なお、データには心電図に付随するイベント情報 (パッ

ド装着、解析開始、除細動要否判断、電気ショックなど)は含まれているが、当該 AED が使用された場所、使用者氏名、音声記録など関連するデータは含まれていない。

#### 3. 提供にあたっての付帯事項

A 社から当研究班に提供するに当たって、下記の付帯事項が文書で示された。

- ・データは厚生労働科学研究班の当該研究分担班 に提供すること
- ・当該研究以外には使用しないこと さらに、口頭で
- ・研究結果はA社に報告することが求められた。

研究計画は、提供を頂いた A 社の善意に答え るべく、誠意をもって実施することを柱に策定し た。

### 4. 心電図解析計画の概要

CD-ROM に収録された AED 心電図は、記録 方式が製販各社によってことなるため、AED 製 販企業のB社、C社には研究目的を説明し、AED 内部情報の解凍ソフトの提供を受けた。

心電図データの漏洩を防ぐため研究班の1名 が解凍した心電図を専用のPCに収納所有し、解 析実務の担当者となった。原本のCD-ROMは吹 田徳洲会病院の情報管理室に保管を依頼した。

解析担当者は、解析結果および問題事例の心電 図を研究班の WEB 会議に報告し、議論すること で研究を進めた。

なお、研究の透明性、公正性が守られているか を点検、監査する目的から、研究管理者(当院病 院長)と監査担当者(院外弁護士)を置いた。

#### 5. 提供データの背景

解析結果をよりよく理解するために、AED 内部情報が取得された背景について、簡潔に説明する。

# 1) AED 使用頻度指数

3,469 例の約 60%は高齢者施設で使用された AED の情報であり、一般施設が約 25%、他は消防機関・医療機関からの情報である。

2005年から2017年まで13年間にわたるA社 の累積数設置台数と使用件数から、5年間、100 台当りの AED 使用回数を「AED 使用頻度指数」 として設置施設別に試算した(表1)。全体では 45.3 回/100 台/5 年であった(100 台当りである から、5 年間の使用率が 45.3%と見做してもよ い)。施設別では消防機関が172.0回と5年間に 1台のAEDが2回近く使用されていて、設置効 率が良い。一方、高齢者施設が医療機関の約 6 倍もの頻度であることは意外である。この理由は 詳細な情報がないので判然としないが、自然な看 取り(DNAR 指示)が進まないなど、何か特別 な事情があるのかもしれない。一般施設には自宅 と公共の場が含まれており心肺停止数が最も多 い場所であるが、指数は 3.2 回と低い。AED が 効率的に使用できていないことが推察される。現 在のAED普及法を見直す必要性を示唆している のかもしれない。

#### 2) 一般施設での AED 使用による転帰

一般施設における AED 使用件数の内、「電気ショックなし」は 56%である。ここで言う「AED 使用件数」は、AED が蘇生現場に持参され、電気パッドの袋が開封されたことを意味している。「電気ショックなし」は、パッド袋を開き、パッドを取り出した、あるいはバッドを胸部に貼付は行ったものの電気ショック実施に至らなかった

事例である。その原因として患者が心停止状態から回復した、AED が電気ショック不要と判断した、救急隊が到着して AED が取り換えられたなどが考えられる。

電気ショックは 28%に行われ、その 47%は救命(心拍再開)できたとしている。消防庁統計(令和 2 年版救急・救助の現況)によれば、一般市民が除細動を実施した傷病者の 1 か月後生存者率は 53.6%、社会復帰率 46.0%である。13 年間の累積データであることを鑑みれば、この 47%は十分に納得できる値である。

# 3) 一般施設の内訳と AED 使用件数

ここで言う一般施設とは、高齢者施設、消防機関、医療機関を除いた場所である。それぞれの施設における AED 使用件数はスポーツ施設 17%、企業 13%、商業施設 13%、宿泊施設 11%が上位を占め、最下位は住宅 4%である。これらの違いは心停止の発生頻度と心肺蘇生・AED 使用に関わる市民の行動に影響されるが、何れに依存するのかは不明である。

#### 6. AED 内部情報取得の意義

AED 製販各社は、おそらく自社の AED 内部情報は相当数取得していて、解析を行っているはずである。興味を持っていないとすれば、それはむしろ異常である。しかし、その解析結果は、公表されておらず、表向きは AED 内部情報の解析は行っていない。

AED 内部情報の解析は、心電図解析能力が剥き出しになり、場合によってはアルゴリズムの欠点が白日の下に晒される可能性がある。AED 製販業者にとっては販売実績を左右する重大事であり、他に見せたくない情報であることは十分理解できる。

しかし、AED 内部情報の解析は、市民救助者 が心肺蘇生の現場でAED を適切に使用できてい るか、どのように使用を失敗しているかを知るこ とができる唯一の客観的、科学的データである。 さらに、AED の改良にも欠かせないデータでも ある。AED は人と関わって初めて機能する装置であることから、これらは研究室や実験室では得られない、他では代替え不可能なデータである。しかも、各社が自社 AED の欠点と思っている事象が、実は他社 AED にも存在する共通の事象である可能性が高い。

今回の様に多数のAED内部情報を解析しその成果を共有することで、救命率の向上に資する共通の課題が数多く抽出できる。事実、今回の解析で救急蘇生の現場には、我々の想像を超える事象が存在することが分かってきた。製販業者、市民そして医療従事者が協働してこそAED内部情報を集積し解析する体制が実現する。それが可能な社会であることを切に願いたい。

# 7. AED 内部情報取得の障壁

図1はA社が取得したAED内部情報件数(相対数)の経年推移である。2015年まで順調に伸びた取得件数が2016年には約半数に低下し、翌年には約1/5件までも落ち込んでいる。これは公正競争規約に基づく利益供与に当たるとしてAED内部情報の取得が有償化されたことが原因である。それまでにも、消防機関からは個人情報保護の観点から心停止発生の場所や日時に関わる情報は提供されず、AED内部情報は傷病者あるいはAED所有者に所有権があるとして、提供は不可とされてきた。そこに有償化が追い打ちをかけた。臨床医、臨床研究者はおろか、A社さえもAED内部情報の取得が困難になったのである。

AED 内部情報の収集解析は、AED でしか救命できない病院前心肺停止傷病者の救命率向上が目的であり、研究者が個人的な利益を得るものではない。解析結果は、市民社会あるいは国民共有の財産である。公正競争規約、所有権、個人情報などに基づく制約を取り除き、公正かつ中立的な立場で収集解析し、社会に還元するシステムの必要性は、いくら強調しても足りない。

#### おわりに

当研究班は解析結果を順次、公表するが、そこではAEDの医療機器としての問題点に焦点が当たるかもしれない。仮に、そうであったとしてもAEDの欠点を論うことが目的ではないことを強調しておきたい。この研究成果は我が国の共有財産であり、AEDの性能と市民救助者の対応能力の向上に必要不可欠であることに異論があろうはずがない。

この解析研究が、製販企業、市民、臨床医、そして我々、研究者が協働して救命率向上に向けて 具体的なアイディアをもって努力する、その新た な端緒となることを期待するものである。 令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

市民救助者が使用した AED 内部情報(心電図記録)の解析; (2) 市民救助者が電気ショックを行うまでの時間

研究分担者 丸川征四郎 吹田徳洲会病院集中治療センター 顧問

畑中 哲生 救急救命九州研修所 教授

研究協力者 金子 洋 名古屋市消防局

長瀬 亜岐 大阪大学大学院 寄付講座助教

#### 研究要旨

<背景>市民救助者が自動体外式除細動器(automated external defibrillator: AED)を 適切に使用できたか否かを知るには、AEDの内部情報に記録された心電図を解析することが 不可欠である。しかし、我が国では AED 内部情報が体系的に解析された報告はまだ無い。 この度、A 社が保有管理する 2004 年から 2020 年までに市民救助者が使用した AED 内部情 報 3,469 例の提供を受けたので当研究を計画した。<目的> AED が電気ショック適応と判 断しAED が通電可能な状態となった後、市民救助者のAED 操作状況と AED の作動状況を 時間軸に沿って明らかにする。<方法> AED 内部情報解析ソフトを用いて提供を受けた AED 内部情報から心電図記録を抽出し、心電図波形とイベントログから通電可能となって以 降の電気ショックと内部放電までの所要時間とその分布状況を検討した。 <結果> AED が 電気ショック適応と判断した件数は 3,029 事象であり、そのうち、市民救助者が電気ショッ クを施行した件数は 2,373 事象 (78.3%) であった。AED が通電可能な状態となってから市 民救助者が電気ショックを行うまでの時間の中央値(四分位範囲)は、7(6-9)秒であった。 AED が内部放電によって通電可能状態を取り消した件数は 590 事象(19.5%)であった。 <考察>我が国で市民にAEDの使用が認可されて15年が経過したが、今日まで市民救助者 の AED 使用実態は全く不明であった。ここに示した 2 つの数値「78.3%、7 秒」は AED 使 用実態を示す初めての知見であり、 AED の改良や市民救助者の教育プログラムの在り方を 検討する根拠として意義深い。この数値の背景を解き明かすことは心電図記録だけでは困難 であり、救急蘇生現場の諸情報が必要である。<結論>市民救助者の AED 使用状況を示す 客観的データを 3,029 事象の AED 内部情報の解析から得ることができた。この解析結果は、 AED 内部情報を体系的に収集解析する研究体制が救命率改善に不可欠であることを示して いる。

我が国では市民救助者による自動体外式除細動器(automated external defibrillator: AED)の使用が 2004 年に開始され、2019 年までに製販各社から市民向けに出荷された AED 台数は100万台と報告されているり。市民救助者がAEDを用いて実施した除細動の件数は 2008 年には807 例であったが、2019 年には2.7 倍の2,168 例であるり。これら実施件数を対象とした研究報告は少なくないが、市民救助者が「救急蘇生法の指針」に沿った心肺蘇生を行えているか、AEDを適切に使用できているかなど、救急蘇生現場における市民救助者の行動の実態を対象とした質的な課題に関わる体系的な研究は見当たらない。

# A. 研究目的

AED が電気ショック適応と判断した後の市民 救助者による AED の操作状況と AED 自体の作 動状況を明らかにする。

#### B. 研究方法

#### 1. 解析対象

A 社から提供を受けた AED 内部情報 3,469 例を研究の対象とした。AED 内部情報は 2004 年 12 月から 2020 年 9 月までの間に市民救助者が使用した際の心電図記録及び操作記録が含まれている。提供された AED 内部情報について心電図記録の重複等を除いた 3,247 例を解析対象とした。なお、これらは B 社製 AED の情報 2,147 例、C 社製 AED の情報 1,100 例で構成されている。

#### 2. 解析方法

市民救助者が傷病者に対してAEDを使用した際に記録されたAED内部情報をB社、C社が提供するAED内部情報解析ソフトを用いて、AED心電図波形に変換して抽出し解析した。

心電図記録には操作履歴 (イベントログ) が記録されている。これには心電図解析開始、電気シ

ョック適応、通電、内部放電などの記載がある。 これらを用いて所要時間とその分布状況を集計した。

#### (倫理面への配慮)

A社では当研究班にAED内部情報を提供するにあたって社内法務部で慎重な検討が行われ、提供には法的・倫理的な問題はないことが確認された。

当研究計画は、徳洲会グループ共同倫理審査委員会及び吹田徳洲会病院倫理委員会に於いて審査が行われ、人体に直接影響しないこと、患者の個人情報との紐づけが不可能なこと、既存情報の解析であることから、実施に問題ないとして承認された(2020年10月29日承認審査番号(承認番号)TGE01577-071。一部追加修正について同年11月26日承認)。

なお、A 社からは提供した AED 内部情報は、 当該研究班が専有し散逸を避けること、および当 該研究以外の目的には使用しないことが求められ、研究計画に盛り込むことで誓約とした。

# C. 研究結果

3,247 例のうち、AED が電気ショック適応と 判断したのは 1,582 症例であった (図 1)。これ らを B 社製 AED と C 社製 AED について分析し た。

# 1. 市民救助者が電気ショックを実施するまでの時間

B 社製 AED と C 社製 AED を合わせて 2,374 事象 (78.3%) の電気ショックが行われ、AED が通電可能となってから市民救助者が電気ショックを行うまでの所要時間の中央値(四分位範囲)は、7(6.9) 秒であった。

B 社製 AED では 1,339 事象(78.2%)で電気ショックが行われ、AED が通電可能な状態となってから市民救助者が電気ショックを行うまでの所要時間の中央値(四分位範囲)は 7 (6-9) 秒であった。最小値は 2 秒、最大値は 30 秒であ

った(図2)。

C 社製 AED では 1,034 事象(78.6%)で電気ショックが行われ、AED が通電可能な状態となってから市民救助者が電気ショックを行うまでの所要時間の中央値(四分位範囲)は 7(5-8)秒であった。最小値は 0 秒、最大値は 17 秒であった(図 3)。

# 2. AED が内部放電するまでの時間

AED は固有のアルゴリズムに基づいて、内部 放電によって電気ショック可能状態をキャンセ ルする。内部放電が生じた全件数は 590 事象 (19.5%) であった。内部放電は、心電図が電気 ショック適応波形でなくなった、あるいは市民救 助者が傷病者に触れていた等の際に行われるが、 心電図波形情報からその理由を知ることはでき ない。

B社製AEDでは電気ショック可能状態となってから最大30秒で、C社製AEDでは最大15秒で内部放電するようにプログラムされていた。

B 社製 AED では内部放電までの時間の中央値 (四分位範囲) は 4 (2-11) 秒であった。最大値 は 27 秒であった (図 4)。

C 社製 AED では、その中央値(四分位範囲)は 15 (15-16) 秒であった。最大値は 29 秒であった(図 5)。C 社製 AED のプログラムされている内部放電の最大値は 15 秒であるが、16 秒を超える内部放電を 12 事象認めた。その理由については不明である。

# 3. 電気ショック及び内部放電の記録がない事 象

AED が電気ショック可能状態となったものの、電気ショック及び内部放電の記録がなかった事象は、B 社製 AED で 27 事象、C 社製 AED で 38 事象を確認した。その理由は、電極パッドが外されたもの/外れたもの 14 件、AED の電源が切断されたものが 9 件、AED の操作記録の記憶装置の容量が不足していたものが 9 件、理由がわからないものが 33 件認められた。

#### D. 考察

#### 1. 救助者による電気ショック

AED が心電図解析を開始した時点で、「心電図 を解析しています。身体に触れないで下さい。」 との音声メッセージがあり、一定時間後に除細動 適応と判断すれば電気ショックボタンを押すよ うに音声メッセージ (ショックアドバイス) が発 せられる。救助者はこのショックアドバイスを聞 けば、傷病者に誰も触れていないことを確認して 「ショックを行います」と叫んでショックボタン を押す。今回の解析結果では、この時間は、B社 製 AED では最短は 2 秒、最長で 30 秒、C 社製 AED では最短は 0 秒、最長 17 秒であった。シ ョックボタンが即座に押されなかった理由は不 明である。この理由を明らかにするのは、①救助 者に聞き取り調査を行う、②内部情報に含まれて いるはずの音声記録を分析するなど、心肺蘇生現 場の情報が必要であり、それ以外に方法はない。 しかし、現時点では、いずれも個人情報保護の名 目で阻止されており情報収集ができない。

この時間は、救助者が AED の使用法を知っているか、ショックボタンの位置を知っているか、音声メッセージを聞き取ったか、音声メッセージの意味を理解できたか、などさまざまな要因に影響されることが想定される。AED が電気ショック適応と判断したものの操作者のエラーで電気ショックが実施されなかった理由は、電気ショックボタンを押さなかった、電極パッドを体から剥がした、電源ボタンを押して電源を切断した、などの報告がある 30-60。当研究ではショックボタンが即座に押されなかった理由については、不明である。

市民救助者がショックボタンを迅速かつ適切に押すことができるためには、市民へのAED講習を充実させ定期的に実施することは妥当である。しかし、学んだ知識を発揮するためには救急蘇生現場で冷静であることが必要であるが、それには限界がある。むしろAEDに目を向けるべき

で、ショックアドバイス音声の音量や音質を効き 洩らさないよう改良すること、ショックボタンの サイズや位置を目立つよう工夫すること、さらに はオートショック AED に変更することなどが望 まれる。

#### 2. 内部放電

#### 1) B 社製 AED

今回解析の対象となった機種では、心電図解析と同時に充電が開始され、充電完了には5秒を要している。通常、一回の心電図解析にはおよそ5秒かかるので、心電図解析開始からショックアドバイスまでの時間は5秒が最短である。しかし、心電図解析は1回で終了するとは限らない。判断が保留された場合には心電図解析が繰り返されショックアドバイスが遅延する。心電図解析が繰り返される回数の上限は不明であるが、今回の心電図解析から得られたAED動作記録では2回以上解析していることが窺える。心電図解析を繰り返した結果、ショック適応でないと判断した場合は、その時点で内部放電が行われる。

さらに、ショックアドバイスが発せられた後に も、心電図に胸骨圧迫のような大きな揺れが混入 した後で内部放電が行われる場合がある。この心 電図解析を行ったことは表記されないので、周波 数フィルターなどで感知しているのかもしれな い。詳細は不明である。

一方、ショックアドバイスにも拘らず救助者がショックボタンを押さなかった場合、AED は充電状態を保持したまま30秒間待機したのち、内部放電を行う。内部放電のデフォルト時間が30秒と長時間に設定されている理由として、AEDの心電図解析が極めて慎重に行われていることの証であるが、裏返せばAEDの心電図解析精度が高くないと言うことであるかもしれない。

#### 2) C 社製 AED

心電図解析によって電気ショック適応と判断 した時点から充電が開始されており、B 社製 AED とは異なる。今回対象とした機種では1回 の心電図解析時間は2.6秒で、通常は解析を2回 繰り返している。充電時間は6秒から11秒であ る。従って心電図解析を開始してからショックア ドバイスまでの時間はB社製AEDに比べて長時 間である。ショックアドバイスは電気ショック適 応であることが確定した後に発せられることか ら、ショックボタンが押されない場合の待機時間 のデフォルトは15秒と短く設定したのであろう。 この15秒の間には心電図解析は行われないので、 例え VF/VT 波形でなくなったとしても内部放電 は行われない。しかし、C 社製 AED は心電図と 同時に胸部インピーダンスを測定しており、胸骨 圧迫あるいはそれに準じたインピーダンス変化 があれば内部放電を行っている。ショックアドバ イスから 15 秒以内に内部放電が行われた事象は、 これが理由である。なお、今回の解析では、この インピーダンス波形に疑義が生じたため、その解 析結果の公表は保留とした。

#### 3. 内部放電のデフォルト時間

このようにB社製AEDとC社製AEDの内部 放電の手順は異なるため、両機種の解析結果を同 等に評価することはできない。それにしても、両 社の内部放電のデフォルト時間が2倍も異なる 理由はどこにあるのであろうか。

この違いの根本的な理由は、推測の域を出ないが、バッテリー容量に係る基本設計の違いにあると思われる。C 社製 AED は心電図解析で電気ショック適応と確定した後に1回だけ充電する。B 社製 AED は心電図解析と同時に充電するため、電気ショック適応でなかった場合、この充電は無駄になる。即ち C 社製 AED は B 社製 AED に比べてバッテリーへの負荷を少なくする設計である。これは C 社が B 社よりも早く AED を開発したのでバッテリー容量が小さい時代の基本設計が継続されている可能性が考えられる。後発のB 社はバッテリー容量が大きくなった時代に設計されたので、バッテリー節約よりも心電図解析を繰り返し行い、解析精度を高めることを基本設

計に取り入れたのではないだろうか。

両者に優劣は付け難いが、今後の改良、開発には、これら基本設計の違いによって市民救助者のAED使用がどのような影響を受け、それが蘇生率にどのように反映されているかを十分に評価して行われるべきであることを示唆している。

この意味でもAED内部情報の解析は重要である。

# 4. 市民救助者への影響

市民救助者が AED を用いて電気ショックを行 う際、通電可能となってから電気ショックを施行 する所要時間の中央値は7秒であった。AEDが 通電可能となってから 5 秒以内で電気ショック を施行している割合は、25%未満であった。ま た、AED が電気ショック適応と判断している事 象には、市民救助者が胸骨圧迫を実施したり、傷 病者に触れたりするなどして電気ショックの機 会が失われたものが含まれていることが窺えた が、情報不足で詳細は明らかにできない。 Iseaelsson ら <sup>7)</sup> は、AED による心電図解析中の アーチファクトは、胸骨圧迫の実施割合を最大に するという蘇生ガイドラインによって増加した と考察している。一方、電気ショックを行う前の 胸骨圧迫の中断は、生存率を一秒あたり約2%低 下させるとの報告8があり注目すべきである。し かし、現在まで、心停止傷病者に遭遇した市民救 助者が、「救急蘇生法の指針」に沿った心肺蘇生 を行えているか、AED を適切に使用できている かなど、心肺蘇生の実施状況の全貌は不明であっ た。それは、AED 内部情報が個人情報保護、所 有権、そして公正競争規約などに基づく制約のた め、散発的に提供される事例を除いては、当該傷 病者の治療にあたる担当医だけでなく、AED の 臨床医学的な研究に携わる者も入手が困難な状 況が続いていることが原因である。その結果、今 日に至るまでこの領域の研究は著しく停滞して いる。

市民救助者が目撃した心原性心停止傷病者に

ついて市民救助者が除細動を実施した場合の社会復帰率は 46.0%と、救急隊が除細動を実施した場合の社会復帰率 20.9%の 2 倍である <sup>2)</sup>。この結果に甘んじることなく、心停止傷病者に遭遇した市民救助者の心肺蘇生の実施状況について検証し、その結果を AED の改良や市民救助者の教育プログラムの改定に活かすことが望まれる。

# E. 結論

市民救助者のAED使用状況を示す客観的データを3,029事象のAED内部情報の解析から得ることができた。この解析結果は、AED内部情報の解析で救命率の改善に寄与すること、そしてAED内部情報を体系的に収集解析する研究体制が救命率改善に不可欠であることを示している。

#### 謝辞

この度、3,469 例もの AED 内部情報を研究に 資するためとして提供いただいた A 社 (同社の 申し出により社名を秘匿とした) には、その高い 見識に感服し、感謝は言い尽くせない。この場を 借りで心から御礼を申し上げたい。

提供されたデータは約束により当研究班が保存するが、解析成果は我が国の共有財産であり今後も公表する。

# F. 研究発表

なし

# G. 知的財産権の出願・登録状況

- 特許
   なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他 なし

#### 文 献

- 1) 田邉晴山・横田裕行: AED の販売台数と設置台数の調査に関する研究. 令和元年度厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究」研究報告書, 2020年3月.
- 総務省消防庁:令和2年版 救急・救助の現況. 2020年12月.
- Zijlstra JA, Bekkers LE, Hulleman M, Beesems SG, Koster RW. Automated external defibrillator and operator performance in out-of-hospital cardiac arrest. Resuscitation 2017; 118: 140-6.
- 4) Calle PA, De Paepe P, Van Sassenbroeck D, Monsieurs KG. External artifacts by advanced life support providers misleading automated external defibrillators. Resuscitation 2008; 79: 482-9.
- 5) Herlitz J, Bång A, Axelsson A, Graves JR, Lindqvist J. Experience with the use of automated external defibrillators in out of hospital cardiac arrest. Resuscitation 1998; 37: 3-7.
- 6) Macdonald RD, Swanson JM, Mottley JL, Weinstein C. Performance and error analysis of automated external defibrillator use in the out-of-hospital setting. Ann Emerg Med 2001; 38: 262-7.
- 7) Israelsson J, Wangenheim von B, Årestedt K, Semark B, Schildmeijer K, Carlsson J. Sensitivity and specificity of two different automated external defibrillators. Resuscitation 2017; 120: 108-12.
- 8) Edelson DP, Abella BS, Kramer-Johansen J, Wik L, Myklebust H, Barry AM, et al. Effects of compression depth and pre-shock

pauses predict defibrillation failure during cardiac arrest. Resuscitation. 2006; 71: 137-45.

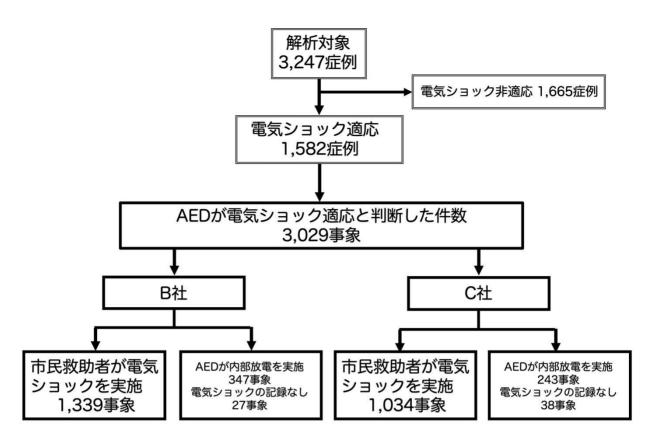


図1 解析対象のカテゴリー分類

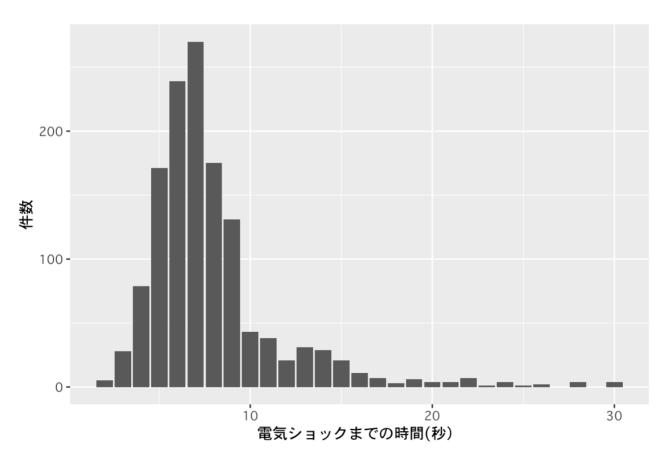


図2 B社のAEDで市民救助者が電気ショックを施行するまでの時間 内部放電までの30秒間は電気ショックが随時可能なため、電気ショックの最大値は30秒となっている。

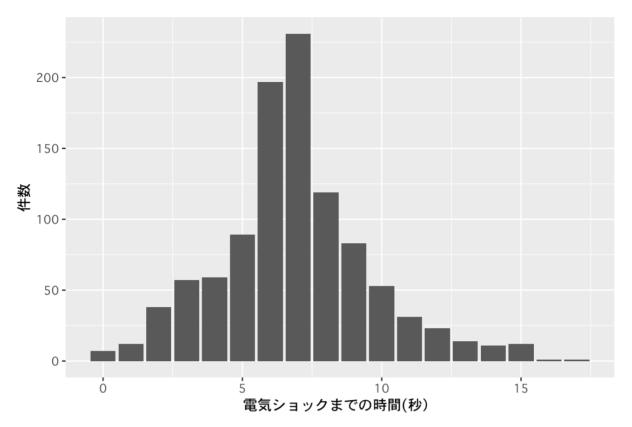


図3 C社の AED で市民救助者が電気ショックを施行するまでの時間 内部放電の設定時間は15秒であるが、電気ショックの最大値は17秒であった。

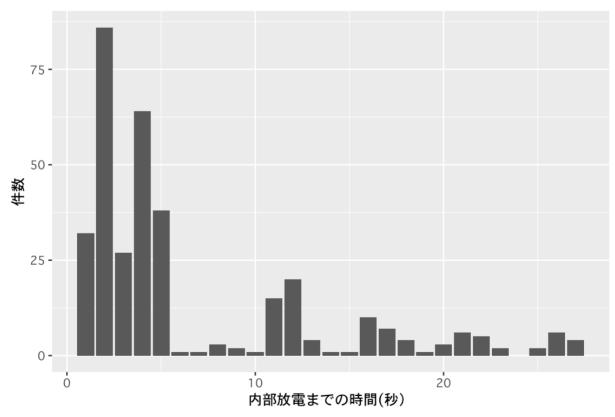


図4 B社のAEDが内部放電するまでの時間

内部放電のデフォルト時間は 15 秒である。ショックアドバイス後に胸骨圧迫の波形が 心電図に混入した場合には内部放電が行われるので、その分布は幅広くなっている。

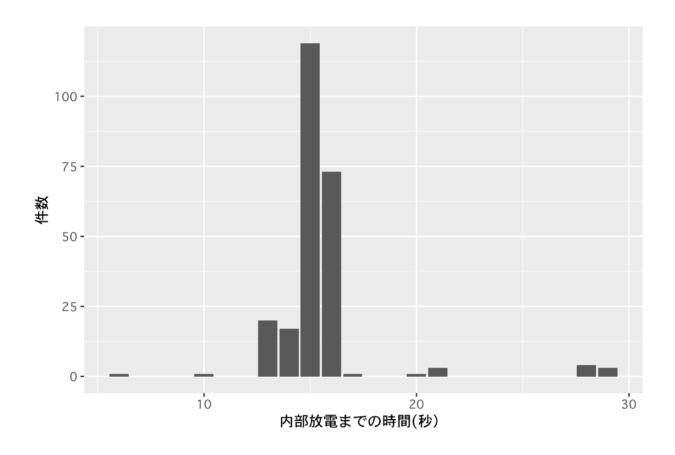


図5 C社のAEDが内部放電するまでの時間

内部放電のデフォルト時間は 15 秒であるが、16 秒以上要した事例の発生理由は 不明である。

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

市民救助者が使用した AED 内部情報(心電図記録)の解析;

(3) AED の自動心電図解析中及び救助者の電気ショック施行時の胸骨圧迫

研究分担者 丸川征四郎 吹田徳洲会病院集中治療センター 顧問

畑中 哲生 救急救命九州研修所 教授

研究協力者 金子 洋 名古屋市消防局

長瀬 亜岐 大阪大学大学院 寄付講座助教

#### 研究要旨

<背景>市民救助者が自動体外式除細動器(automated external defibrillator: AED)を 操作した場合の有害事象として懸念されるのは誤操作と感電である。一方、AED の作動にお ける有害事象は心電図解析の誤判断であるが、その実態は明らかでない。このたび、 A 社か ら市民が使用した AED の内部に記録された情報の提供を受けて、市民救助者がどの様に AED を使用しているかを検討する機会を得たので、当研究を計画した。<目的> AED の 自動心電図解析中及び救助者の電気ショック施行時に、市民救助者は胸骨圧迫を中断したか 否かを明らかにする。<方法>提供を受けた AED 内部情報に C 社製 AED の心電図記録及 び操作記録が 1,100 例含まれていた。この内、自動心電図解析開始から電気ショック施行時 までの間に胸骨圧迫を実施していると自動記録された 46 事象について、心電図記録、胸部 インピーダンス記録を逐一目視で評価し、胸骨圧迫の有無を確認した。<結果>目視による 評価では、自動心電図解析中も胸骨圧迫継続が 20 事象、胸骨圧迫を実施せずが 25 事象、胸 骨圧迫の有無判断困難が1事象であった。さらに自動心電図解析中に胸骨圧迫が実施された 20 事象のうち、電気ショック適応との AED 誤判断を 16 事象、電気ショック時にも胸骨圧 追の継続を1事象確認した。<考察>この結果は、市民救助者はAEDの音声メッセージに 従っているとは限らない事実、さらに当該 AED においては心電図解析精度と胸骨圧迫中断 を指示するメッセージ機能の向上が必要であることを示している。今後、自動記録されてい ない胸骨圧迫についても解析を深め実態を明らかにする予定である。今回の解析で、市民救 助者の行動の一端が初めて明らかになり、多数の AED 内部情報を解析することの重要性が 改めて示された。市民救助者による心肺蘇生法や AED 操作の検証、AED 改良のためのデー タを集積し分析する仕組みづくりが必要である。<結論> 市民救助者が関わった AED 内部 情報 1,100 例において、自動心電図解析中及び電気ショックを施行時にも、胸骨圧迫を実施 している事例を 20 事象 (1.8%) 確認した。

市中の自動体外式除細動器(automated external defibrillator: AED)の設置台数は2019年の時点で81万台と推定されている①。また、市民救助者による電気ショックを行った症例は2,168例である②が、市民救助者が傷病者の傍らにAEDを持参し、パッドを貼付するなどAEDを利用した件数はもっと多いはずである。しかし、心停止傷病者に遭遇した市民救助者が、AEDの音声メッセージに従って適切に胸骨圧迫を行い、AEDを操作しているかは、散発的な報告30-80を除いて明らかにされていない。

# A. 研究目的

AED の自動心電図解析中及び救助者の電気ショック施行時に、市民救助者が胸骨圧迫を中断していたか否かを明らかにする。

# B. 研究方法

#### 1. 解析対象

A社から2004年12月から2020年9月までの間に、市民が使用したAEDの内部記録情報の提供を受けた。その中に含まれているC社製AEDに係る1,100例を解析の対象とした。この内、609例ではAEDが電気ショック適応と判断した。その件数は1,315事象で、そのうち市民救助者が電気ショックを実施したのは1,034事象、残り243事象では電気ショックは実施されずAEDが内部放電した、また38事象では電気ショックの記録がなかった。

さらに、市民救助者が電気ショックを施行した 1,034 事象のうち、自動心電図解析開始から電気 ショック施行時まで間に AED が「胸骨圧迫が実 施されている」と出来事履歴リスト (イベントロ グ)に自動記録したのは 46 事象であった(図1)。 これら 46 事象を対象として下記の解析を行っ た。

#### 2. 解析方法

AED 内部情報に記録されている心電図等は、 C 社が提供する AED 内部情報解析ソフトを用い て抽出した。抽出した情報には、心電図のほかに イベントログおよび胸部インピーダンス波形が 含まれていた。

46 事象について、逐一、心電図および胸部インピーダンス波形を目視で評価し、胸骨圧迫の有無を判定した。判定は当研究者の3名が、それぞれ独自に行った。判定結果が一致しなかった事例については、当研究者4名が参加する会議で再評価し決定した。

### (倫理面への配慮)

A 社では、当研究班への AED 内部情報の提供 にあたって、社内法務部で慎重な検討が行われ法 的・倫理的に問題のないことが確認された。

当研究計画の実施については、徳洲会グループ 共同倫理審査委員会及び吹田徳洲会病院倫理委 員会に於いて倫理審査が行われ、人体に直接影響 しないこと、患者の個人情報との紐づけが不可能 なこと、既存情報の解析であることから、承認が 下された(2020年10月29日承認 審査番号(承 認番号) TGE01577-071。一部追加修正について 同年11月26日承認)。

なお、A 社から提供された AED 内部情報は、 当該研究班が専有し散逸を避けること、および当 該研究以外の目的には使用しないことが求められ、研究計画に盛り込むことで誓約とした。

#### C. 研究結果

46 事象の判定結果を表 1 に示した。心電図および胸部インピーダンス波形から心電図解析中に胸骨圧迫が行われていると判断されたのは 20 事象、胸骨圧迫を実施していなかったと判断されたのは 25 事象、判断ができなかったものが 1 事象である。心電図解析中に胸骨圧迫を実施していたと判断された 20 事象のうち、胸骨圧迫を実施したために AED が電気ショック適応と誤判断し

たものが 16 事象あった。その一例を図2に示した。さらに、解析中に胸骨圧迫を実施したため AED が解析を一時中断した事象、および電気ショック施行時に胸骨圧迫をしていたと判断される事象がそれぞれ1事象ずつあった(図3)。

また、解析対象とした 46 事象中、28 事象において胸部インピーダンス波形にアーチファクトと思われる波形の混入を認めた(図3の14:18:26から 14:18:32までを参照)。AED がこのアーチファクトを胸骨圧迫と認識しイベントログに記録したケースが散見された。

# D. 考察

今回の解析結果は、市民救助者がAEDの音声 メッセージに従って胸骨圧迫やAED操作を行っ ていない場合が相当数あることを実証した。

AED による自動心電図解析開始から救助者の電気ショック施行時までの間に胸骨圧迫が実施された事例を 20 事象確認した。その内 16 事象で、電気ショックが適応でない傷病者に対して、AED が電気ショックを施行する指示を与え、実際に電気ショックが実施されていた。心室細動、無脈性心室頻拍以外の心停止に電気ショックを行うことは禁忌とされている 9。

また、電気ショック施行時に市民救助者が胸骨 圧迫を実施していたと窺える事例を 1 事象確認 したが、実際に感電したか否かは不明である。電 気ショックを実施する際に救助者が傷病者に接 触していると救助者に有害事象が生ずるか否か については議論がある 10)·13)ものの、決して好ま しいものではない。

さらに、当該 AED においては心電図解析精度 の改善が必要であること、胸骨圧迫を検知した場 合には胸骨圧迫を中断するよう音声メッセージ 等で促す機能の向上が必要であることが示され た。 AED の更なる改良に加えて市民への心肺蘇 生法の教育プログラムと普及啓発にも改善が必 要であると結論できる。 我が国では、AED の使用が市民に認められた 2004 年から今日に至るまで、AED 内部情報の解析研究については、まとまった報告がなく、散発的な報告にとどまっている。その理由は、AED 内部情報が個人情報保護、所有権、そして公正競争規約などに基づく制約のため臨床医学的な研究に携わる者には入手が困難なためである。

我々が提供を受けた AED 内部情報には、心電 図と共に市民救助者が行った AED 操作と胸骨圧 迫にかかわる情報がイベントログとして含まれ ていたため、市民救助者の行動を解明する画期的 な解析結果を初めて得ることができた。これらに 加えて、心肺蘇生が行われた場所や時間、AED の現場への到着時間や持参方法、さらに救助者情 報があれば、心停止傷病者への蘇生処置を飛躍的 に改善する情報が得られるはずである。

16年前にAED使用を市民に許可し59万台も市中に配置してきた。それにも拘らず、市民がそれをどのように使用し、使用を誤っているか全く検証されてこなかった。設置台数を増やせば心肺蘇生率が改善するというものではない。

病院外心停止傷病者の救命率向上を図るために、研究者が AED 内部情報を容易に入手して、市民救助者による心肺蘇生法やAED の操作の検証、AED の改良のためのデータを分析できる国家的な規模での公的な仕組みづくりが急務である。

なお、今年度の当研究は、事象の抽出にイベントログを利用するだけの解析であり、ある意味では予備的研究であった。次年度以降は、事例個々あるいは無作為抽出事例で同事象の抽出を行い、解析結果の精度を高める予定である。

#### E. 結論

市民救助者が AED を使用するに際して、心電 図解析及び電気ショックにおいても、胸骨圧迫を 継続している事例の存在を確認した。この事実は、 AED の普及啓発、ならびに AED の改良に重大 な意義を持つと考えられる。AED 内部情報の公的な収集・解析のためのシステム構築が急務である。

#### 謝辞

この度、3,469 例もの AED 内部情報を研究に 資するためとして提供いただいた A 社 (同社の 申し出により社名を秘匿とした) には、その高い 見識に感服し、感謝は言い尽くせない。この場を 借りで心から御礼を申し上げたい。

提供されたデータは約束により当研究班が保存するが、解析成果は我が国の共有財産であり今後も公表する。なお、今回は C 社の AED 内部情報を解析対象としたが、得られた解析結果は C 社に特異的なものではなく、他社の AED においても共通する事象であり、決してこれをもって欠陥とするものではない。もっと状況は良くないかも知れない。我々が知らなかっただけであって、AED 性能の実状として受け止めて頂きたい。

#### F. 研究発表

なし

# G. 知的財産権の出願・登録状況

特許なし

2. 実用新案登録なし

3. その他 なし

# 文 献

1) 田邉晴山・横田裕行: AED の販売台数と設置台数の調査に関する研究. 令和元年度厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「市民によるAED 等の一次救命処置のさらなる普及と検

- 証体制構築促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究」研究報告書,2020年3月.
- 総務省消防庁:令和2年版 救急・救助の現況. 2020年12月.
- Herlitz J, Bång A, Axelsson A, Graves JR, Lindqvist J. Experience with the use of automated external defibrillators in out of hospital cardiac arrest. Resuscitation 1998; 37: 3-7.
- 4) Macdonald RD, Swanson JM, Mottley JL, Weinstein C. Performance and error analysis of automated external defibrillator use in the out-of-hospital setting. Ann Emerg Med 2001; 38: 262-7.
- 5) Calle PA, De Paepe P, Van Sassenbroeck D, Monsieurs KG. External artifacts by advanced life support providers misleading automated external defibrillators. Resuscitation 2008; 79: 482-9.
- 6) Calle PA, Mpotos N, Calle SP, Monsieurs KG. Inaccurate treatment decisions of automated external defibrillators used by emergency medical services personnel: incidence, cause and impact on outcome. Resuscitation 2015; 88: 68-74.
- Zijlstra JA, Bekkers LE, Hulleman M, Beesems SG, Koster RW. Automated external defibrillator and operator performance in out-of-hospital cardiac arrest. Resuscitation 2017; 118: 140-6.
- 8) Israelsson J, Wangenheim von B, Årestedt K, Semark B, Schildmeijer K, Carlsson J. Sensitivity and specificity of two different automated external defibrillators. Resuscitation 2017; 120: 108 12.
- 9) 日本救急医療財団心肺蘇生委員会監修:[改訂 5版]救急蘇生法の指針2015(医療従事者用). へるす出版,東京,2016.

- 10) Lemkin DL, Witting MD, Allison MG, Farzad A, Bond MC, Lemkin MA. Electrical exposure risk associated with hands-on defibrillation. Resuscitation 2014; 85: 1330-6.
- 11) Lloyd MS, Heeke B, Walter PF, Langberg JJ. Hands-on defibrillation: an analysis of electrical current flow through rescuers in direct contact with patients during biphasic external defibrillation. Circulation 2008; 117: 2510-4.
- 12) Hoke RS, Heinroth K, Trappe H-J, Werdan K. Is external defibrillation an electric threat for bystanders? Resuscitation 2009; 80: 395-401.
- 13) Petley GW, Deakin CD. Do clinical examination gloves provide adequate electrical insulation for safe hands-on defibrillation?  $\Pi$ : Material integrity following exposure to defibrillation waveforms. Resuscitation 2013; 84: 900-3.

# 表 1 46 事象の目視による評価結果

心電図解析開始から電気ショック施行時までの間で、胸骨圧迫実施が自動記録された事象の目視評価

	心電図解析中に心電図胸	電気ショック時に	- 45.1
心電図番号	骨圧迫をしていたか?	胸骨圧迫をしていたか?	コメント
1	×	×	
2	•	×	不要な電気ショック
3	•	×	
4	•	×	不要な電気ショック
5		×	不要な電気ショック
6	•	×	不要な電気ショック
7		×	不要な電気ショック
8	•	×	不要な電気ショック
9	•	•	不要な電気ショック、電気ショック時に胸骨圧迫
10	×	×	
11	•	×	不要な電気ショック
12	•	×	
13	×	×	
14	•	×	不要な電気ショック
15	×	×	
16	×	×	心電図解析確定後に一時的に胸骨圧迫
17	×	×	
18	•	X	不要な電気ショック
19		X	不要な電気ショック
20	×	X	
21	×	X	
22	×	×	
23	×	×	
24	X	X	インピーダンス信号の変化は死戦期呼吸か?
25	判断できず	判断できず	ᄼᆖᇑᅈᄱᄯᅓᅌᄵᇆᅠᄜᄱᇆᄡᄱᇎᄁ
26 27	×	×	心電図解析確定後に一時的に胸骨圧迫
28	×	×	
29	^	×	不要な電気ショック
30		× ×	不要な電気ショック
31	×	×	小安は电気フョック
32	×	×	
33	•	×	心電図解析は自動的に中断された
34	×	×	· 마면데/Til/Tilo 디 커비기는 'F데 C 1이는
35	×	×	
36	×	×	
37	×	×	
38	×	×	
39		×	不要な電気ショック
40	×	×	
41	•	×	
42	×	×	
43	×	×	
44	•	×	不要な電気ショック
45	×	×	
46	•	×	不要な電気ショック

表中、●は胸骨圧迫をしていたことを示し、×は胸骨圧迫をしていなかったことを示す。

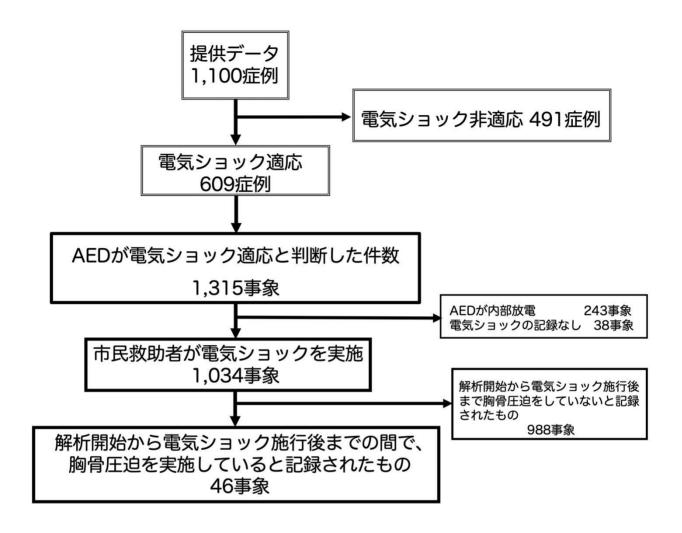
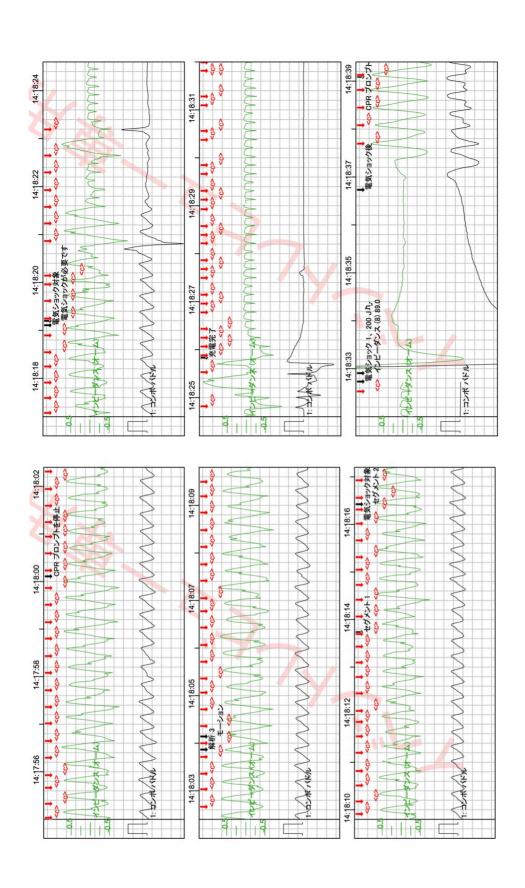


図1 B 社製 AED 内部情報の解析対象の抽出状況



心電図解析中に胸骨圧迫を実施していたため AED が電気ショック適応と判断した一例 (心電図番号 30) 2 X

が、14:18:26 の「充電完了」以降の心電図波形は心静止であって、胸骨圧迫(赤矢印)による心電図の揺れを VF 本症例では、AED が 14:18:14 からの「セグメント 1」、14:18:16 からの「セグメント 2」の心電図解析において電気ショック適応と ご判断し、電気ショックが行われている。赤矢印は胸骨圧迫、緑波形は胸部インピーダンス、黒波形は心電図である。 判断した (14:18:19) ريد

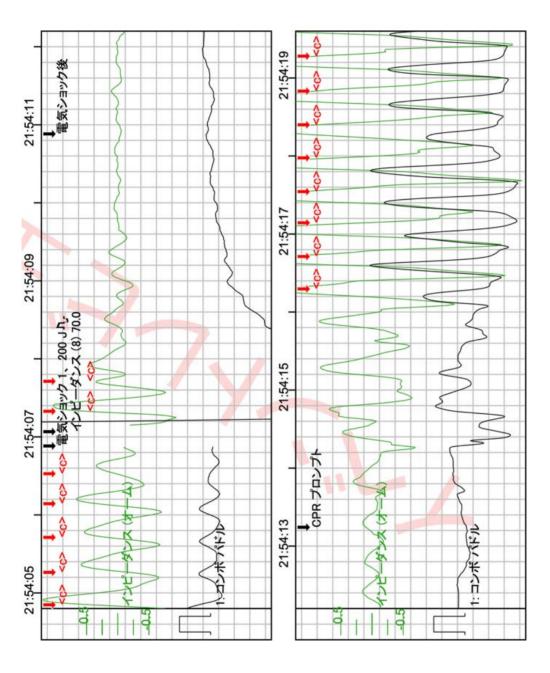


図3 電気ショック施行時に胸骨圧迫を実施していたと判断された例(心電図番号 9)

本症例では、AED が 21:54:07 時点で、電気ショックを施行しているが、この前後の胸部インピーダンス信号から 電気ショック施行時に胸骨圧迫をしていると判断できる。赤矢印は胸骨圧迫、緑波形は胸部インピーダンス、

黒波形は心電図である。

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

# 意識調査に基づく市民による BLS 実施を阻害する因子、 教育プログラムとの関連についての検討

研究分担者 西山 知佳 京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻先端中核看護科学講座 クリティカル看護学分野 准教授

#### 研究要旨

国や州・地域の法により学校教育(小学校から高等学校)の授業科目で心肺蘇生(Cardio pulmonary resuscitation: 以下 CPR)や自動体外式除細動器(Automated external defibrillator: 以下 AED)に関する教育が必須項目と位置づけられている国や地域において、どの程度これらの指導が実施されているのかを文献レビューにより明らかにすることを目的とした。検索式に基づき 1,521 件が該当し最終的に 4 件がレビューの対象となった。

生徒への CPR の実施状況に関して、 $28.4\% \sim 77\%$ 、AED の指導状況に関しては、 $6\% \sim 63\%$ と国や地域によってばらつきがあり、AED の指導に関しては CPR と AED が必ずしも一緒になっているわけではなかった。法律で CPR を指導することが定められていることを教員や管理者が認識しているか否かに関してのデータは 1 件の論文しか報告がなかったが、認識できていた教員は 13%、管理者は 28.7%であった。

法律で CPR を指導することが定められたり、卒業要件に含まれたりしたとしても 100%の 実施には至っておらず国や地域でかなりのばらつきがみられた。またその指導内容について 定められている国もあればない国もあり、ばらつきが見られた。今回のデータを参考に、法 律で CPR が制定されている国の蘇生研究者と連絡を取りカリキュラムなどできる限りデータを入手してその現状や課題を明らかにすることを計画している。

# A. 研究目的

今回の文献レビューでは、国や州・地域の法により学校教育(小学校から高等学校)の授業科目で心肺蘇生(Cardio pulmonary resuscitation: 以下CPR)や自動体外式除細動器(Automated external defibrillator: 以下AED)に関する教育が必須項目と位置づけられている国や地域において、どの程度これらの指導がなされ、その教育の評価されているのかを明らかにすること。

# B. 研究方法

#### 【研究1】

研究デザイン
 文献レビュー

# 2. 方法

# 1) Key question

今回以下の研究疑問を設定して既存の研究が どの程度あるのかを評価した。

国や州・地域の法により、学校教育(小学校か

ら高等学校)の授業科目で CPR 教育が必須項目 と位置づけられている国や地域を対象に、その実 態を明らかにする。

#### 2) Search methods and identification of studies

MEDLINE Ovid (1946 to 2 November 2020); 検索日 2020 年 10 月 8 日) に関連する検索語を組み合わせて検索を行った (検索式は表 1 参考)。

# 3) Criteria for considering studies for this review

今回の研究では、その国の法律などで CPR 教育を行うことが取り決められ学校の授業科目として取り組まれた CPR の教育について定量的に評価された研究を対象とした。

学校は、小学校、中学校、高校と定義した。年齢や義務教育期間は各国の教育システムにより異なること、また飛び級制度を設けている国では、学年と年齢がことなることも考えらえられたので、CPR の指導が実施された場が学校であったものを対象とした。具体的な介入(教育方法)、研究デザイン、アウトカムについては厳密な制限を設けなかった。

今回の検討では、①英語以外の言語で出版されているもの、②全文の取得ができないも、③研究目的で児童や生徒へ CPR を行って評価しているものは対象外とした。

#### 4) Data extraction and charting

一次スクリーニングではタイトル及びアブストラクトを、二次スクリーニングでは抄録を、三次スクリーニングとしては本文を確認して、今回のレビューに該当する否か検討して文献を選択した。

その後、選択した論文から①著者、②発行年、 ③国,地域、④対象,サンプルサイズ、⑤方法、 ⑥主な結果を抽出した。また該当した論文を報 告している国、地域が定めている法律の内容をま とめた。

#### (倫理面への配慮)

公開された論文を対象とする本研究デザインは、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針には概要しない。

#### 【研究2】

ノルウェー蘇生協議会のメンバーである Dr.Trond Nordseth (ノルウェー大学) と Zoom ミーティングを行い、ノルウェーの Rogaland (ノルウェー南西部) 地域にある 5 つの高校で、現在試みられている CPR 教育に関して情報収集を行った。

# C. 研究結果

# 【研究1】

# 1. 論文の選定

検索式に基づき 1,521 件が該当し、一次スクリーニングの結果 32 件が二次スクリーニングの対象となり、7 件が三次スクリーニングの対象となった。最終的にレビューの対象となった 4 件の概要を表 2 と表 3 に示す。

# 2. 選定した論文の概要 (表 2)

法律で CPR を学校の授業科目として指導する ことを制定されている国や地域において、その実 情が報告されているものは4件であった。

生徒への CPR の実施状況に関して、28.4%~77%と国や地域によってばらつきがあり、法律で制定されていたとしても必ずしも実施されているとは限らなかった。

生徒への AED の指導状況に関しては、6%~63%と、CPR の指導同様にばらつきがみられた。 AED の指導に関しては表 2 の結果や表 3 の各国で制定されている指導内容をみても、CPR と AED が必ずしも一緒になっているわけではないことが明らかになった。

AED の設置に関しては 2 件の論文のみデータ があり 43.5% と 48% の学校で設置されていた。

法律で CPR を指導することが定められていることを教員や管理者が認識しているか否かに関してのデータは 1 件の論文しか報告がなかったが、認識できていた教員は13%、管理者は28.7%であった。

#### 3) 法律で示されている CPR 教育の内容 (表 3)

法律が制定された年、CPR 教育を推奨している学年、指導内容、指導者の規程について示す。 指導する学年に関しては、日本の教育課程でいう 中学から高校で指導するように決められていた。

指導内容や指導者に関しては、規定されている ところと具体的な方法まで言及されていないと ころがさまざまであった。

4) 該当した論文を報告している国以外において、法律で CPR を学校の授業科目として指導することを制定している国

今回の文献レビューにおいて、ベルギー、フランス、イタリア、ポルトガル、イギリスにおいて CPR を学校の授業科目として指導する法律が制定されていることが分かった。

# 【研究2】

ノルウェーの Rogaland (ノルウェー南西部) 地域にある 5 つの高校での CPR 教育は以下の手法で行われていた。

事前に e-learning で自己学習を促したうえで、 CPR に加えて AED の使い方を 90 分で指導している。ノルウェー蘇生協議会の 90 分間の CPR 講習会を終えた高校生や教員が、高校の体育の授業中に他の生徒に指導を行う。

表 4. 90 分間の指導内容

項目	時間
救命の連鎖	10分
心停止の認識と回復体位	15 分
胸骨圧迫	15 分
気道確保と人工呼吸	5分
119 番通報	10分
AED の使い方	15 分
状況設定問題	15 分

119番通報の際にどのようなことを聞かれるのか、どのような指導を受けることができるのか、どのように通信指令員とのやり取りをしたらいいのかについて事前に伝えておくことで、Bystander CPR 実施割合にも影響があるので丁寧に指導をしているとのことであった。

# D. 考察

今回、法律で義務化することによってどの程度 CPR が現場で実施されているのか、どのように 実施されているのかを評価した文献をレビューした結果、4 件の論文が該当した。法律で CPR を指導することが定められたり、卒業要件に含まれたりしたとしても 100%の実施には至っておらず CPR が指導されていた割合は28.4%~77%、AED については 6%~63%と国や地域でかなりのばらつきがみられた。またその指導内容について定められている内容も異なり、CPR と AED が必ず一緒に指導されているわけではなかった。

該当した論文が4本しかなかった理由には、法 やカリキュラムで規定された CPR 教育に限定を し、各学校で独自に取り組んでいる CPR 教育や、 学校も含め地域全体で CPR 教育を行った論文は レビューの対象外としたためと考えている。ヨー ロッパでは2015年に世界中のすべての学校で、 12歳から毎年2時間のCPRトレーニングを行う こと推奨する"Kids Save Lives"声明を出し<sup>8)</sup>、こ れを実現するために、学校で CPR の指導をする ことを法律で定める動きも出ている。Kids Save Lives 声明が出た後に出版されたものが3本あっ た。今回のレビュー論文には含まれなかったベル ギー、フランス、イタリア、ポルトガル、イギリ スでも CPR 教育が義務とされているので <sup>9</sup>、今 後これらの取り組みの評価が報告される可能性 が考えられる。

今回レビュー対象になった論文では、CPR 教育を行っていた対象が 14 歳以上であった。レビュー対象となった論文を報告していた国の法律

やカリキュラムでは14歳以上を該当年齢として いたが、年齢を下げて繰り返し指導することも望 ましいのかもしれない。先行論文では、小学生は 大人よりもやる気があり、修得も速く、修得した ものを維持する力も優れているため、CPR の重 要性を教えるには、出来るだけ早い時期から始め ることが望ましく <sup>10)11)</sup>、幼少期に CPR を学んで おけば、水泳や自転車に乗るのと同じように、そ のスキルを忘れることはないとも言われてい る。<sup>12)</sup> CPR の実施を躊躇する要因に、恐怖や不 安など心理的バリアが存在することが指摘され ているが、これは成人がバイスタンダーを担う場 合のみならず、子供においても学童期を経て形成 されていくことが報告されている 13)。利他主義 の研究では、CPR 教育に対する恐怖心は、青年 期よりも学童期のほうが少ないことを示唆する データが得られている 14)。心理的バリアを取り 除くためには、繰り返しのシミュレーションなど により親近感を育むこと、それによる成功体験が 有効であることが研究で明らかにされている15)。 CPR はモジュール構造になっているので、早い 時期に CPR の要点(心停止の認識、救急隊員と のコミュニケーション、胸骨圧迫)を指導し、発 達段階に応じて CPR のより複雑な要素(人工呼 吸など)を追加し、繰り返し指導していくことは スキルの定着の面からしても効果的だと考える。

1件の論文のデータにはなるが、CPR の指導が法律で教育が規定されていることを認識できていた教員は 13%、管理者は 28.7%であった。その国のすべての人が CPR を身に付ける機会として学校、特に義務教育課程という場は最も理にかなっており、ガイドラインでも積極的に勧められ 16)-19)、各国でも推奨され取り組まれている 20)-22)。法律で CPR の指導が規定されると、何年か経てば CPR 教育を受けたバイスタンダーの数が徐々に増加し、市民の CPR 実施愛が高くなることが期待できる。しかし、ガイドラインが定着し実際の臨床場で取り入れられ、医療従事者の行動が修正されるのにはガイドラインが出され

てから数年の遅れが生じることが指摘されているのと同じように <sup>23)-25)</sup>、実際の教育現場の教員の認識割合は低く、法律内容が現場に届いているとは言い難い。先行研究でも指摘されているが <sup>26)</sup>、今回の該当論文においても「CPR を行うこと」が法律で制定されたとしても、教育内容が標準化されておらず、誰が何をどの程度教えたらいいのかがわからず現場が混乱している様子も明らかになった。

今回、ノルウェー蘇生協議会のメンバーである Dr.Trond Nordseth と Zoom ミーティングを行い Rogaland 地域にある 5 つの高校で行われている 教育について情報を得た。ノルウェーは法律で CPR 教育を制定していないが<sup>9)</sup>、1961 年から Primary school (6歳~13歳)で CPR 教育が開始 されている<sup>27)</sup>。2017年のデータでは、Bystander CPR 実施割合は 79.0%と高い<sup>28)</sup>。学校での CPR 教育のみではないと考えられるが、60年間の教 育の成果がこの数字に出ているのかもしれない。 さらに Bystander CPR 実施割合を高めるためにも これからも学校での CPR 教育は継続されると思 うが、このように CPR 教育を行うことが長い歴 史の中で「あたりまえ」の文化になっていれば法 律で CPR 教育を指導することをわざわざ制定す る必要はないだろうと考える。

本研究には限界がある。本研究では、MEDLINEを用いて検索を行っており目的に沿う全ての研究を網羅できていない。また今回、法律でCPRが制定されている文献のレビューを行ったが、文献や参考資料、インターネットでアクセスできるものには限界があった。今後、法律でCPRが制定されている国の蘇生研究者と連絡を取りカリキュラムなどできる限りデータを入手してその現状や課題を明らかにすることを考えている。

# E. 結論

法律で CPR を指導することを義務化している

国や地域において、どの程度 CPR が現場で実施されているのか文献をレビューした。法律で CPR を指導することが定められたり、卒業要件に含まれたりしたとしても 100%の実施には至っておらず CPR が指導されていた割合は28.4%~77%、AED については 6%~63%と国や地域でかなりのばらつきがみられた。またその指導内容について定められている国もあればない国もあり、CPRと AED が必ず一緒に指導されているわけではなかった。

# F. 研究発表

なし

# G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

#### 文 献

- Hansen CM, Zinckernagel L, Ersbøll AK, et al. Cardiopulmonary Resuscitation Training in Schools Following 8 Years of Mandating Legislation in Denmark: A Nationwide Survey. J Am Heart Assoc. 2017; 6: e004128.
- Brown LE, Lynes C, Carroll T, et al. CPR Instruction in U.S. High Schools: What Is the State in the Nation? J Am Coll Cardiol. 2017; 70: 2688-95.
- Salvatierra GG, Palazzo SJ, Emery A. High School CPR/AED Training in Washington State. Public Health Nurs. 2017; 34: 238-44.

- 4) Hart D, Flores-Medrano O, Brooks S, et al. Cardiopulmonary resuscitation and automatic external defibrillator training in schools: "is anyone learning how to save a life?" CJEM. 2013; 15: 270-8.
- 5) CPR in Schools Legislation Map. https://cpr.heart.org/en/training-programs/ community-programs/cpr-in-schools/cpr-inschools-legislation-maphttp://cpr.heart.org/ AHAECC/ (Accessed on March, 10, 2021)
- 6) HOUSE BILL REPORT SHB 1556. http://lawfilesext.leg.wa.gov/biennium/201 3-14/Pdf/Bill % 20Reports/House/1556-S % 20HBR % 20PL % 2013.pdf (Accessed on March, 10, 2021)
- 7) The Ontario Curriculum, Grades 9-12: Health and Physical Education. http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/s econdary/health9to12.pdf (Accessed on March, 10, 2021)
- 8) Böttiger BW, Van Aken H. Kids save lives. Resuscitation 2015; 94: A5–7.
- Böttiger BW, Semeraro F, Altemeyer HK et al. KIDS SAVE LIVES: School children education in resuscitation for Europe and the world. Eur J Anaesthesiol. 2017; 34: 792-6.
- 10) Markenson D, Ferguson J, Chameides L, et al. Part 17: first aid: 2010 American Heart Association and American red cross guidelines for first aid. Circulation. 2010; 122: 934-46.
- 11) Banfai B, Pek E, Pandur A, et al. The year of first aid': effectiveness of a 3-day first aid programme for 7-14-year-old primary schoolchildren. Emerg Med J. 2017; 34: 526-32.
- 12) De Buck E, Van Remoortel H, Dieltjens T, et al. Evidence-based educational pathway

- for the integration of first aid training in school curricula. Resuscitation. 2015; 94: 8-22.
- 13) 鈴木昌ほか. 慶応義塾大学における BLS およびスキルラボの現況-心肺蘇生法トレーニングを根付かせるためには一. ICU と CCU, 2008: 32; 981-7.
- 14) Burghofer K, Schlechtriemen T, Lackner CK. Konsequenzen aus der Altruismusforschung für die Ausbildung in Erster Hilfe. Notf Rettungsmed 2005; 8: 408-11.
- 15) 岡本華枝ほか. 小中学校における継続的な BLS 教育の意義. ヒューマンケア研究学会 誌, 2014; 6: 65-70.
- 16) Eisenburger P, Safar P. Life supporting first aid training of the public – review and recommendations. Resuscitation 1999; 41: 3–18.
- 17) American Academy of Pediatrics Committee on School Health. Basic life support training school. Pediatrics 1993; 91: 158-9.
- 18) European Resuscitation Council. Part 1: introduction to the international guidelines 2000 for CPR and ECC. Resuscitation 2000; 46: 3-15.
- 19) Cave DM, Aufderheide TP, Beeson J, et al. Importance and implementation of training in cardiopulmonary resuscitation and automated external defibrillation in schools: a science advisory from the American Heart Association. Circulation 2011; 123: 691–706.
- 20) Wissenberg M, Lippert FK, Folke F, et al. Association of national initiatives to improve cardiac arrest management with rates of bystander intervention and patient survival after out-of-hospital cardiac arrest. J Am Med Assoc. 2013; 310: 1377-84.

- 21) Plant N, Taylor K. How best to teach CPR to schoolchildren: A systematic review. Resuscitation. 2013; 84: 415-21.
- 22) Sorets TR, Mateen FJ. Mandatory CPR Training in US High Schools. Mayo Clin Proc. 2015; 90: 710-2.
- 23) Bigham BL, Koprowicz K, Rea T, et al. Cardiac arrest survival did not increase in the Resuscitation Outcomes Consortium after implementation of the 2005 AHA CPR and ECC guidelines. Resuscitation 2011: 82; 979-83.
- 24) Olasveengen TM, Vik E, Kuzovlev A, et al. Effect of implementation of new resuscitation guidelines on quality of cardiopulmonary resuscitation and survival. Resuscitation 2009: 80; 407-11.
- 25) Bigham BL, Aufderheide TP, Davis DP, et al. Knowledge translation in emergency medical services: a qualitative survey of barriers to guideline implementation. Resuscitation 2010; 81: 836-40.
- 26) Zinckernagel L, Hansen CM, Rod MH, et al. What are the barriers to implementation of cardiopulmonary resuscitation training in secondary schools? A qualitative study. BMJ Open. 2016; 6: e010481.
- 27) Lind B, Stovner J. Mouth-to-mouth resuscitation in Norway. JAMA. 1963; 185: 933-5.
- 28) Kiguchi T, Okubo M, Nishiyama C, et al.
  Out-of-hospital cardiac arrest across the
  World: First report from the International
  Liaison Committee on Resuscitation
  (ILCOR). Resuscitation. 2020; 152:39-49.

# 表 1. 検索式 Ovid MEDLINE(R)

student.mp. or exp Students/	140098
exp Child/ or exp Adolescent/ or exp Schools/	1948142
exp Cardiopulmonary Resuscitation/ or BLS.mp.	18406
CPR.mp.	9182
exp Resuscitation/	65718
exp Life Support Care/	5078
basic life support.mp.	1601
AED.mp.	5347
defibrillator.mp. or exp Defibrillators/	21583
1 or 2	2026262
3 or 4 or 5 or 6 or 7 or 8 or 9	97450
exp Curriculum/	61107
	373691
subject heading word, floating sub-heading word, keyword heading word, organism supplementary concept word, protocol supplementary concept word,	72552
exp Education/ or exp Competency-Based Education/ or exp Health Education/	565732
compulsory.mp.	5913
12 or 13 or 14 or 15 or 16	903070
10 and 11 and 17	1637
limit 18 to (english language and humans)	1512
	student.mp. or exp Students/ exp Child/ or exp Adolescent/ or exp Schools/ exp Cardiopulmonary Resuscitation/ or BLS.mp.  CPR.mp. exp Resuscitation/ exp Life Support Care/ basic life support.mp. AED.mp. defibrillator.mp. or exp Defibrillators/ 1 or 2 3 or 4 or 5 or 6 or 7 or 8 or 9 exp Curriculum/ exp Program Development/ or exp Program Evaluation/ or program.mp. programme.mp. [mp=title, abstract, original title, name of substance word, subject heading word, floating sub-heading word, keyword heading word, organism supplementary concept word, protocol supplementary concept word, rare disease supplementary concept word, unique identifier, synonyms] exp Education/ or exp Competency-Based Education/ or exp Health Education/ compulsory.mp. 12 or 13 or 14 or 15 or 16 10 and 11 and 17

表2. 法律で心肺蘇生を学校で指導するように規定されている国、地域での心肺蘇生教育の実施状況

CPR教育の実施が難しい理由、 実施が促される理由	生の担任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カ 97%、AED なし 員が教え ブを実施。	実施している学校 - インストラクターの有無、費用、設備 - インストラクターの有無、費用、設備 - バスEDを指 実施していない学校 - 設備やリソース、トレーナーやトレーニ ング機関へのアクセス、資金、十分な 授業時間の確保	、6%が 単、47%が なし
主な結果(実施状況)	全国1276校から ・各学校の管理者は611名が協力 ・ランダムに600校を選び中学3年生の担任 1,381名をランダムに選び665名が協力。 ・調査年において調査までに28.4%の学校で CPRを指導、10.3%でAEDを指導。 ・過去3年間において60.2%がCPRを指導。 ・中学3年の担任の13.1%、管理職の28.7% がmidde schoolを卒業するまでにCPRを指導 しないといけないことを認識。 ・43.5%の学校でAEDを設置。	26,694校のうち424 校(1.7%) が協力 ・328校 (77%) がCPRを指導 ・授業でCPRを教えている学校は97%、AED は63%。 ・授業科目としては保健が70%。 ・CPRの指導者の資格を持った教員が教えている学校が77%。	660校中148校が協力 ・64%の学校でCRPを指導、54%がAEDを指 導、44%が両方指導。 ・87%の学校で教職員にAEDを指導	268校中223校が協力         ・51%の学校で生徒にCPRを指導、6%が         AEDを指導         ・80%の学校で教職員にCPRを指導、47%が         AEDを指導
方法	オンライン調査 ・生徒へのCPR, AED指導状況 ・CPRを指導する際の障壁、促進する 要因	オンライン調査 (内容はSalvatietra 2016を一部使用) ・生徒へのCPR, AEDの指導状況	オンライン調査 (内容はHart 2013のものを使用) ・生徒へのCPR, AEDの指導状況 ・教職員へのCPR, AEDの指導状況 ・AEDの設置をしてない、CPR, AEDの 指導をしてない場合はその理由	電話による開き取り調査 ・AED設置状況 ・生徒へのCPR、AEDの指導状況 ・教職員へのCPR、AEDの指導状況 ・AEDの設置をしてない、CPR、AEDの
対象	デンマークの全ての中学3年 横断研究 生の担任教師と学校の指導 者を対象とした全国調査	2016年時点でCPRを高校卒業までに指導することを法で をおている32州にある25,694校の高校	アメリカ ワシントン州 (截断研究 高校 高校	トロントにある268校の カナダ 横断研究 Seconday school オンタリオ州 横断研究 12,000人の生徒及び13,000 人の教職員
デザイン	横断研络	横断研究	横断研务	横断研究
国、地域	ゲマーケ	アメリカ		
出版年	2017	2017	2016	2013
筆頭著者	Hansen <sup>1</sup>	Brown <sup>2</sup>	Salvatierra <sup>3</sup>	Hart <sup>4</sup>

表3. CPR を学校の授業で行うことを規定している国や地域の規程内容

法律で制定された年	数当学年 middle schoolを な業ってする。	指導内容・自体的が指道方法に関する相定けない	指導者の規程 (投資者へ歩かられる
		AFPの指導は必須になってない。 ・AEDの指導は必須になってない。	皿(1目等者: ^*が224で3 能力含め)規定がない。
	•3	・35州のでAHA, ARCなどのトレーニングコースに基づき指導を	
	长	求めているが、コースの長さに規定はない。	シミアインストラクな一の
1	- 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	・38/  でHands-onトアーニングを求めている。	3/二ペーン・ハン・シン ※抜き、サーザー・ジャー・
Ē E		・30州でAEDの指導をコースに含めるように求めている。	「おおかい 人が右手 ナット・ジャル・ジャル・ジャル・ジャル・ジャル・ジャル・ジャル・ジャル・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー
	•2	・29州で指導する授業科目が指定されている。	9 047 (**XX) C 14 00°
	, r, r -	・州に指導内容は異なり、指導に関して標準化されてない	
	<u>•</u>	•高校の体育でCPR, AEDを学ぶ	
		・AHAまたはARCが開発した教育プログラムであること	
Grade 9	Grade 9-12(高校の卒業要件)  ・4	・全米で認知されており、エビデンスに基づいた最新の救急心	7. 出
(15-18歳)		肺蘇生法のガイドラインに基づいていること	
	<u> </u>	・AEDの適切な使用法を含み、ビデオで指導する	
	煌•	認知的な学習に加えてHands-onトレーニングを取り入れること	
Grade 9-12		石庫7本がの高地である。 Can がかいかんせん アンス	出土
(14-17歳)			

参考資料、諸外国の教育制度と年齢

年齡	デンマーク	アメリカ	カナダ	H
	8月-6月	9月 - 8月	9月-6月	4月 - 3月
3-4		Nursery		幼稚園
4-5		Pre-K		幼稚園
9-9		Kindergarten		幼稚園
2-9	Grade 1 (Primay school)	Grade 1 (Elemntary school)	Grade 1 (Primary education)	小学校1年
7-8	Grade 2 (Primay school)	Grade 2 (Elemntary school)	Grade 2 (Primary education)	小学校 2年
6-8	Grade 3 (Primay school)	Grade 3 (Elemnary school)	Grade 3 (Primary education)	小学校3年
9-10	Grade 4 (Primay school)	Grade 4 (Elemntary school)	Grade 4 (Primary education)	小学校 4年
10-11	Grade 5 (Primay school)	Grade 5 (Elemntary school)	Grade 5 (Primary education)	小学校5年
11-12	Grade 6 (Primay school)	Grade 6 (Middle school/Junior high school)	Grade 6 (Primary education)	小学校 6年
12-13	Grade 7 (Primay school)	Grade 7 (Middle school/Junior high school)	Grade 7 (Primary education)	中学校 1年
13-14	Grade 8 (Middle school)	Grade 8 (Middle school/Junior high school)	Grade 8 (Primary education)	中学校 2年
14-15	Grade 9 (Middle school)	Grade 9 (High school)	Grade 9 (Seconday education)	中学校3年
15-16	Grade 10 (Middle school)	Grade 10 (High school)	Grade 10 (Seconday education)	高校 1年
16-17	Grade 11 (Secondary school)	Grade 11 (High school)	Grade 11 (Seconday education)	高校 2年
17-18	Grade 12 (Secondary school)	Grade 12 (High school)	Grade 12 (Seconday education)	高校3年

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

事前登録救助者への ICT 用いた心停止発生通知システムの効果の検証に関する研究

研究分担者 石見 拓 京都大学環境安全保健機構 教授

研究協力者 木口 雄之 京都大学環境安全保健機構 非常勤研究員

島本 大也 京都大学環境安全保健機構 特定助教

西山 知佳 京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻臨床看護学分野

クリティカル看護学分野 准教授

吉村 聡志 京都大学大学院医学研究科医学専攻予防医療学分野 大学院生

本間 洋輔 東京ベイ浦安市川医療センター救急集中治療科 医長

#### 研究要旨

愛知県尾張旭市及び、千葉県柏市では 119 番通報を受信した通信指令員が心停止を疑った際、事前に登録された心停止現場付近にいる登録ボランティアへ心停止の発生情報と周辺の公共 AED の情報を伝達し、速やかに AED を現場に届ける AED 運搬システムの実証実験を実施している。本研究では、AED 運搬システムの運用データの解析に加え、ボランティアのシステムへの反応状況をシステム上で自動的に抽出可能し、市民による心肺蘇生実施ありの際にシステムによる起動の有無について情報連携可能か検証する。

今年度、尾張旭市消防本部では新型コロナウイルス感染症の影響で AED 運搬システムの 実働はなかったが、柏市においては同システムの運用が続けられ、非心停止症例ではあるが ボランティアによる AED の使用事例の獲得に至った。尾張旭市においては、システムへの 反応状況をシステム上で自動的に抽出する実証実験に備え、指令台の改修を実施し実証実験 の準備を整えた。

#### A. 研究目的

心停止現場付近にいる事前に登録されたボランティアのスマートフォンアプリ(以下アプリ)へ心停止の発生情報と周辺の公共 AED の情報を伝達することで、速やかに AED を現場に届ける心停止発生通知システムの運用実績の解析により、AED の使用促進に繋げるための課題について検討するとともに、システムへのボランティアの反応状況をシステム上で自動的に抽出するシ

ステムの可能性を検証すること

# B. 研究方法

#### 【研究1】

- ・研究デザイン:ケースシリーズ
- ・セッティング:愛知県尾張旭市(面積 21.03km<sup>2</sup>、 人口 84,135 人)、千葉県柏市(面積 114.74 km<sup>2</sup>、 人口 434,734 人)

・対象: AED 運搬システムの起動対象症例 尾張旭市: 反応がなく普段どおりの呼吸が確認できない症例

柏市:公共の場所で発生した反応のなかった 症例(心停止疑いを含む)

- ・除外基準:登録ボランティアの安全が確保できないと判断される症例
- 測定項目:

消防機関の救急蘇生統計:市民による心肺蘇 生実施の有無

AED 運搬システム:登録ボランティア数、 AED 運搬システムの適応症例数、ボランティアのシステムへの反応状況、心停止現場での情報

# 【研究2】

- ・研究デザイン:シミュレーション研究
- ・セッティング:愛知県尾張旭市
- 対象:尾張旭市消防本部職員(予定)
- ・方法:仮の心停止発生情報を市内に点在する対象のスマートフォンに発信し、アプリから取得される位置情報等により、ボランティアの活動状況をどの程度精緻に取得できるかを検証する
- 測定項目:
  - 1) システムによって促された CPR あり/なし
  - 2) システムによって促された者が運搬した AED あり/なし

#### (倫理面への配慮)

京都大学 医の倫理委員会 R0220-3 「AED 要請アプリケーション導入効果の検証(パイロット研究)」における研究の一環として、柏市、尾張旭市が収集し匿名化された情報を集計した。

# C. 研究結果

#### 【研究1】

愛知県尾張旭市においては、新型コロナウイル ス感染症拡大の影響により、尾張旭消防とも協議

し、安全にシステムの運用ができないとの判断で、 2020年4月以降システムの運用を中断している。 現在、新型コロナウイルスの流行下でも安全にシ ステムの運用及びボランティアの募集が行うこ とができるように協議を重ねている。柏市におい ては感染対策を行ったうえで、これまで通り運用 が進められた。登録ボランティアは2020年4月 時点から、665 名増員し、総計 1802 名が参加し た。2020年4月から2021年3月までに、50件の AED 運搬システムの起動があり、14 件で登録ボ ランティアが実際に行動に移した。また、非心停 止事例ながら、登録ボランティアが救急車よりも 早く到着し、AED を張り付けに至った事例が 1 件あった。1件当たりの心停止発生通知に対して、 通知が発信されるボランティアの人数は平均72 名であるが、実際に反応するボランティアは平均 13名であった。

#### 【研究2】

尾張旭市消防本部、AED 運搬システムのデベロッパとの会議を経て、シミュレーション研究を行うためのテスト通知を行う仕組みの構築を実施した。

#### D. 考察

#### 【研究1】

柏市においてボランティア登録者の拡大と継続的なシステム運用によって、登録ボランティアが救急車到着前に AED パッドを装着する AED の活用事例を得ることが出来た。今後、更に登録ボランティアを増加させることで救急隊到着前に AED による電気ショック、救命に至るようなシステム奏功事例を実現することが期待できる。企業単位でのボランティア登録もされており、一般市民のボランティア登録者が大幅に増加した。次年度以降も、ボランティアの増員を主とした対策を継続し、そのモデルを他地域へ共有するべく研究を継続する。心停止発生通知に対し、反応す

る者が少ないことの一因として、通知に気が付かないことが明らかとなった。その対策として現在システムを改修し、次年度は自動電話による通知を導入する見込みである。今後はその仕組みが結果に与える影響についても検証していく。

# 【研究2】

スマートフォンなどのデジタル機器によるバ イスタンダーCPR への様々な効果を検証するこ とが、国際的に重要とされており、JRC蘇生ガイ ドライン 2020 でもその有効性が強い推奨として 提示される見込みである。1) すでに先行する地 域ではシステムにより救助者が駆けつける仕組 みができており、シンガポールでは45000人をこ えるボランティアが協力し、4955 名が心停止現 場に駆けつけているという報告もなされており 2)、システムの持つ可能性は高い。本研究によっ て AED 運搬システムによって促されたボランテ ィアによる CPR の有無とシステムによって促さ れた者が運搬した AED の有無を自動的に抽出可 能か、精度を含め検証が可能となる。また取得さ れる情報は簡便な効果測定手法の確立につなが る可能性があり、今後システムが普及した際の標 準化された機能評価を実施する基盤となりうる。

#### E. 結論

研究遂行中であるため、なし

### F. 研究発表

1) 小谷充、中村和稔、大脇正晴、山崎弘、石見 拓、木口雄之、島本大也:119 番通報と連携 した AED アプリ「AED GO」の有用性と今後 の展望. 第 29 回全国救急隊員シンポジウム, ウェブ開催,2021年1月.

# G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

# 文 献

- 日本蘇生協議会: JRC 蘇生ガイドライン 2020 ドラフト版 (パブリックコメント用) 第 9 章 普及・教育のための方策 (EIT) https://www.japanresuscitationcouncil.org/ wp-content/uploads/2021/04/EIT%E3%82% AA%E3%83%B3%E3%83%A9%E3%82%A 4%E3%83%B3%E7%89%88ver1.91.pdf (2021 年 5 月 6 日アクセス)
- 2) Ming Ng W, De Souza CR, Pek PP, Shahidah N, Ng YY, Arulanandam S, White AE, Leong BS, Ong MEH. my-Responder Smartphone Application to Crowdsource Basic Life Support for Out-of-Hospital Cardiac Arrest: The Singapore Experience. Prehospital Emergence Care. 2020; 25: 388-96.

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

小児・乳児における AED 使用事例および医療従事者への BLS の教育に関する検討に関する研究

研究分担者 太田 邦雄 金沢大学医薬保健研究域医学系医学教育研究センター 研究協力者 清水 直樹 聖マリアンナ医科大学 小児科 新田 雅彦 大阪医科薬科大学 救急医学講座

#### 研究要旨

AED の一般市民への開放以降、わが国では学校現場へ急速に設置が進み、ほぼ全ての学校に設置されているだけでなく、特に高校では複数設置も珍しくない。学校現場での心停止発生は多くはないが、目撃者がいることが多く、バイスタンダーが居て、校内に AED があることから救命率は他の公共施設での発生に比して高いが、教員講習や AED 管理・運用等課題も山積している。一方で乳児心停止に対する救命率の改善は乏しく、心肺蘇生率は近年横ばいで胸骨圧迫のみ心肺蘇生割合が上昇していることがウツタイン統計からも明らかである。

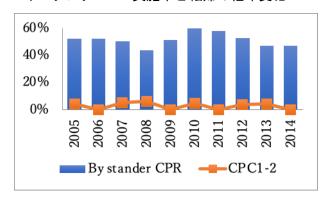
このような背景の中、さらなる救命率の向上のためには、小児・乳児における AED 使用事例の個々の検討から得られるフィードバックと事例全体から言える改善の両面が必要である。また今年度は日本蘇生協議会(JRC)蘇生ガイドライン改訂の年にあたり、それに続く救急蘇生法の指針、救急隊員活動基準、心肺蘇生講習会の改訂にあたって、その根拠を提示することが求められている。

令和2年度に某地方の小学校で発生した心停止例の検討では、バイスタンダーが小児用(未就学児用) バッドと成人用 (小学生~成人用) パッドに一瞬戸惑いながら、養護教諭の的確な指導で適切に AED を使用して救命した例を検証し、教員への講習とパッドの扱いに関する啓発の重要性がより明確になった。また小中学生、高校生の心停止例登録事業では、5年間に 152 例の一次登録がなされ、今年度はウエブ登録システムを構築した。今後市民による小児とりわけ乳児に対する AED 等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた成果が期待される。

AED の一般市民への解放以降、わが国では学校現場へ急速に設置が進み、ほぼ全ての学校に設置されているだけでなく、特に高校では複数設置も珍しくない。学校現場での心停止発生は多くはないが、目撃者がいることが多く、訓練されたバイスタンダーが居て、校内にAEDがあることか

ら救命率は他の公共施設での発生に比して高いが、教員講習やAED管理・運用等課題も山積している。一方で乳児心停止に対する救命率の改善は乏しく、心肺蘇生率は近年横ばいで胸骨圧迫のみ心肺蘇生割合が上昇していることがウツタイン統計からも明らかである(図1)。

# 図 1 目撃ある心原性心停止の乳児に対するバイスタンダーCPR 実施率と転帰の経年変化



# A. 研究目的

小児・乳児における院外心停止のさらなる救命率の向上のためには、この年代における AED 使用事例の個々の検討から得られるフィードバックと登録症例の全体像から言える改善の両面が必要である。また今年度は日本蘇生協議会 (JRC) 蘇生ガイドライン改訂の年にあたり、それに続く救急蘇生法の指針、救急隊員活動基準、心肺蘇生講習会の改訂等への提言を行うことを目指す。

# B. 研究方法

#### 1. 院外心停止登録研究

小児循環器専門医修練施設・修練施設群内修練施設 141 施設に平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの小中学生・高校生の心原性院外心停止(心臓震盪を含む)症例数の調査を行った。全 141 施設から回答があった(回収率 100%)。

#### 2. 心停止例事例研究

令和 2 年に某地方の小学校で高学年男児が心 停止に陥り、教師達の連携で救命され、学校に復 帰した事例の検証

#### (倫理面への配慮)

院外心停止登録研究については日本小児循環 器学会倫理委員会の審査を受けた。事例検討にあ たっては個人情報の保護に努め、発生月日、地域、 学校、傷病者の氏名、学年の情報を用いていない。

#### C. 研究結果

#### 1. 院外心停止登録研究

調査 141 施設中全 141 施設から回答があった (回収率 100%)。この小児期発生心疾患実態調査 2019 によれば、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの該当施設で管理した小中高校生心原性院外心停止症例は 31 症例(うち 6 例心臓震盪)であった。

これらを含めると平成 27 年 1 月 1 日から 30 年 12 月 31 日までの症例数は 121 例であり、5 年間で計 152 例となった。

これまでの一次調査と日本小児循環器学会データベース二次利用によって (2020年11月13日申請済み、回答待ち) 152例の二次調査を行うためのウエブ登録システムを構築 (2021年1月21日) した (別紙 CPA 操作マニュアル参照)。

#### 2. 心停止例事例研究

○月○日、学校での昼食後、高学年男児が教室で突然卒倒し、その場にいた教員により救命行為が開始された。一連の行為の中で取り寄せたAEDを受けた教師が、ケース内のポケットに入っていた小児用(未就学児用)電パッド・カートリッジを開封した。その時本体には既に成人用(小学生~成人用)パッド・カートリッジが装着されていることに気づき、一瞬戸惑った。その場にいた養護の先生に「大人用ですか、子ども用ですか?」と確認したところ、「大人用」と言われ、成人用(小学生~成人用)パッドを男児の胸に貼って、音声指示に従って電気ショックを実施した。次の解析では「ショックは不要」と診断され、さらに蘇生を継続するうちに生体反応が回復した。

#### D. 考察

#### 1. 院外心停止登録研究

高リスク群を完全に把握することは困難であるが、発生状況、場所や、現場での対応を含めた 詳細な解析によって救命率の一層の向上が期待 できるため、詳細なデータベースの構築が必須である。

# 2. 心停止例事例研究

幸い検討事例の男児は無事に救命され、その後、 学校に復帰している。

校内での心肺蘇生講習の際には、「小学生には 大人用」という話をしていた。指導的立場と考え られた養護教諭の的確な指導で救命した事例で あり、学校管理下心停止の救命率向上には、教員 への講習と未就学児用パッドの扱いに関する啓 発が重要である。

# E. 結論

小学校で発生した心停止例の検討では、教員への講習とパッドの扱いに関する啓発の重要性がより明確になった。また小中学生、高校生の心停止例登録事業では、5年間に152例の一次登録がなされ、今年度はウエブ登録システムを構築した。今後市民による小児とりわけ乳児に対するAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた成果が期待される。

# F. 研究発表

- 1) Hirono K, Miyao N, Yoshinaga M, Nishihara E, Yasuda K, Tateno S, Ayusawa M, Sumitomo N, Horigome H, Iwamoto M, Takahashi H, Sato S, Kogaki S, Ohno S, Hata T, Hazeki D, Izumida N, Nagashima M, Ohta K, Tauchi N, Ushinohama H, Doi S, Ichida F; Study group on childhood cardiomyopathy in Japan. A significance of school screening electrocardiogram in the patients with ventricular noncompaction. Heart Vessels. 2020 Jul; 35(7): 985-995.
- 2) 太田邦雄: 概観検証からの具体的な提言や予 防策へのつながり. 日本小児科学会雑誌

2021; 125(2): 171, 2021.

3)太田邦雄:学校突然死"ゼロ"を目指して. 第123 回日本小児科学会学術集会,神戸・ウェブ開催, 2020年8月23日.

# G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

## 文 献

1) 日本学校保健会編 心肺蘇生の実践と AED の活用~児童生徒の心臓突然死ゼロを目指して ~ https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook H300030/H300030.pdf

# 院外心停止登録 Web システム

操作マニュアル

第1.0版

 更新履歴
 -2

 1. ログイン
 -3

 (1)ログイン
 -3

 2. 院外心停止情報操作
 -4

 CPA情報型層画面
 -5

 (1)画面詳細
 -6

 3. 別紙
 17

 (1)アカウント発行メール受信
 17

 (1)オステスト (本書)
 17

この文書は、院外心停止登録 Web システムご利用のユーザ向け操作マニュアルです。

- 1 -

更新履歴		
日付	更新内容	更新者
	第1版 新規作成	ドゥウェル株式会社



-2-



-4-







-6-



- 8 -

※印の部分については、該当のラジオボタンをチェックした場合表示され、入力可能になります。

④ 発生状況情報 発生状況情報が不明の場合、「発生状況不明」にチェックをつけます。 発生状況情報の登録項目が隠れ、配下の項目は未入力項目として認識されません。 RESIDEN 発生状況情報が判明している場合、下記項目を入力していきます。 日発生は名す時 0.78 ○ W (人室機和)
 ○ pVT(算額性(人室機由)
 ○ PEA(等意性電気活動) o ESSATE ■ 数質 (○ 炸再軟員 ○ 異議軟員 ○ 他の軟員)※ 0.53 事務 運動指導素(32物的) ■その他 ○指揮主 ○ 放牧用下到電-ASS員 ※ bystance: ○ 施行を平析 ※ 放員 (日本政治 日本日本日 本 日本日本日本 ○ 3/2 ○ 375 ○ 選款(項目(720回)

⑤ 予後 予後が不明の場合、「予後不明」にチェックをつけます。 予後の登録項目が隠れ、配下の項目は未入力項目として認識されません。 ₩ 予使不明 予後が判明している場合、下記項目を入力していきます。 三子张尔明 MERGS-LIBERT 0 th ○ 死症1か月死亡 ※ 発症1か月生存 英信1か月後の神経予後:解記十分ピッンパーグ製機能分類 PCPC) ○ 不明 ○ mPCPC1(正常) ○ nPCPC2a/程度障害:通常学校, 成績やや不良) ② nPCPC2n(中放跨區:交換字級) ⊕ mPCPC3(重度障害:通学-目立至进が往時) © #PCPC4(@46, NESH5E) \* IMPORCEOURL JURIE 二次予防力為の注意 ① 不明 0.808 @ (CD/A) W ロフプレーション・ 我不整新選択第

-10-





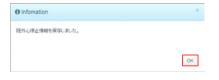
※印の部分についてけ、牡果のうじまざかっまわけ、チェックボックフをチェック」を構み事でされ、3 も可能にかけます

•





(a)、登録ボタンを押下時、未入力項目が無い場合、下記メッセージが表示され登録完了になります。 「OK」ボタン押下、「CPA 情報一覧」画面へ戻ります。



(b)、「登録ボタン」押下後、未入力項目が存在する場合、下記のメッセージが表示されます。 未入力項目があってもデータは登録されます。 「閉じる」ボタンを押下、「CPA 情報一覧」画面へ戻ります。



-14- -15-





#### (2).パスワード変更

新しいパスワードを設定します。

パスワードは8文字以上16文字以内で英字大小文字、数字、記号を混在させてください。 パスワードの例Passw9rd@



- 17 -

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 『市民によるAED等の一次救命処置のさらなる普及と検証体制構築の促進および二次救命処置の適切な普及に向けた研究』 分担研究報告書

# 実地医療における体外循環式心肺蘇生(ECPR)の効果検証と 普及のための教育プログラムの構築に関する研究

研究分担者 黒田 泰弘 香川大学医学部 救急災害医学 研究協力者 井上 明彦 兵庫県災害医療センター 救急部 ーニ三 亨 聖路加国際病院 救急部

#### 研究要旨

院外心停止患者に対して人工心肺である体外式膜型人工肺(Extracorporeal membrane oxygenation: ECMO)を組み合わせた心肺蘇生(Extracorporeal cardiopulmonary resuscitation: ECPR)では、救命率、神経学的転帰の改善が期待されている。ECPR の有効性を示す研究は複数報告されてきたが、一定の適応基準内の患者のみを対象としているため症例数は少なく、真の適応、治療の限界を検討できず、合併症の発生率などの実態も不明である。日本蘇生協議会による JRC 蘇生ガイドラインやアメリカ心臓協議会による AHA ガイドランにおいても明確な適応基準や管理方法は決まっていないのが現状である。

ECPR は相当量の医療資源を必要とする複雑な処置である。複数の医師だけでなく、看護師、臨床工学技士、放射線技師など多職種のマンパワーを要し、ECMO という高額な医療機器を使用する。また、迅速性、熟練した技術やシステムの整備も必要であり、ECPR が施行可能な施設は限られている。

本研究では、より効果的な治療、蘇生方法の確立し、安全で効果的な ECPR の普及を目指すことを目的とする。

院外心停止患者に対して人工心肺である体外式 膜型 人工 肺 (Extracorporeal membrane oxygenation: ECMO) を組み合わせた心肺蘇生 (Extracorporeal cardiopulmonary resuscitation: ECPR) では、救命率、神経学的転帰の改善が期待されている。2014年に、ECPRを施行することで神経学的転帰を改善することが本邦の多施設共同研究で報告された(SAVE-Jstudy)1)。以後、ECPRの有効性を示す研究は複数報告されてきたが、一定の適応基準内の患者のみを対象としているため症例数は少なく、真の

適応、治療の限界を検討できず、合併症の発生率などの実態も不明である。日本蘇生協議会によるJRC 蘇生ガイドライン 2020 ジやアメリカ心臓協議会による AHA ガイドライン 2020 ジにおいても明確な適応基準や管理方法は決まっていないのが現状である。ECPR は相当量の医療資源を必要とする複雑な処置である。複数の医師だけでなく、看護師、臨床工学技士、放射線技師など多職種のマンパワーを要し、ECMO という高額な医療機器を使用する。また、迅速性、熟練した技術やシステムの整備も必要であり、ECPR が施行

可能な施設は限られている。ゆえに、ECPRにより救命でき、社会復帰の可能性が増えるかもしれないが、豊富なマンパワーと高額な医療機器をすべての心停止患者に導入することは現実的ではない。ECPRは死亡もしくは脳死の患者に高額な費用が投入されているとの報告もある40。したがって、どのような患者が真の適応で、どのような時に限界なのかを知ること、そして適切なECPRを普及させることは、患者の救命率上昇・転帰改善だけでなく、過剰な医療費の抑制にも貢献する。

# A. 研究目的

本研究では、ECPR のより効果的な治療、蘇生 方法を確立し、安全で効果的な ECPR の普及を 目指すことを目的とする。

# B. 研究方法

#### 1. 教育法の構築

ECPR の現状を把握し、生存率、神経学的転帰を調査し、ECPR の適応や転帰改善に寄与する因子を明らかにする。また ECPR における合併症の実態を明確にする。安全な ECPR の実施のために、教育法を構築する。

#### 2. 普及活動

安全な診療、救命率向上のために、セミナーを 通して教育活動をしていく。ガイドラインなど指 針を作成する。

#### (倫理面への配慮)

本研究では特に個人情報を扱わないため、倫理面への配慮は要さない。

#### C. 研究結果

ECPR の現状を把握し、生存率、神経学的転帰 を調査し、ECPR の適応や転帰改善に寄与する因 子を明らかにするため、ECPR の多施設データで 分析中である。今後、普及活動をするにあたって の広報のためにホームページの開設を準備した。

# D. 考察

我々はまずは ECPR に関してレジストリを構築して実態を把握し、ECPR の実診療を調査し、ECPR の治療適応、介入限界、合併症、医療費などを検討することを計画した(SAVE-J II study: 科研費基盤 C 研究課題 19K09419、文部科学省)。現在、ECPR の適応や転帰改善に寄与する因子を明らかにするため分析中であるが、この結果をもとに、安全で効果的な ECPR の実施体制が必要となってくると考えられる。そのために、安全な穿刺、チーム体制の構築、集中治療管理を含めた集学的な心肺蘇生、蘇生後管理ができるよう教育法の構築、例えばセミナーの開催が必要となると思われる。また、ECPR のエビデンス構築のために、前向き研究が必要と考える。

# E. 結論

ECPR の実態を調査中である。そのデータをも とに、安全で効果的な ECPR の普及活動を実施 していく予定である。

#### F. 研究発表

なし

# G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

# 文 献

1) Sakamoto T, Morimura N, Nagao K, Asai Y, Yokota H, Nara S, Hase M, Tahara Y, Atsumi T, SAVE-J Study Group. Extracorporeal cardiopulmonary resuscitation versus conventional cardiopulmonary resus

- scitation in adults with out-of-hospital cardiac arrest: a prospective observational study. Resuscitation 2014 Jun;85(6):762-8.
- 2) 日本蘇生協議会: JRC 蘇生ガイドライン 2020;成人の二次救命処置 (ALS: Advanced Life Support).
  - https://www.japanresuscitationcouncil.org/ jrc-g2020/#chapter-02
- 3) Panchal AR, Bartos JA, Cabañas JG, Donnino MW, Drennan IR, Hirsch KG, Kudenchuk PJ, Kurz MC, Lavonas EJ, Morley PT, O'Neil BJ, Peberdy MA, Rittenberger JC, Rodriguez AJ, Sawyer KN, Berg KM, Adult Basic and Advanced Life Support Writing Group. Part 3: Adult Basic and Advanced Life Support: 2020 American Heart Association Guidelines for Cardiopulmonary Resuscitation and Emergency Cardiovascular Care. Circulation. 2020; 142: S366–S468
- 4) 渥美生弘:【心肺蘇生後の問題点】脳蘇生の 限界; ECPR 費用対効果の観点から. 心臓 2014; 46(6): 691-695.